

令和七年

鹿児島県議会

# 決算特別委員会会議録

第四号（保健福祉部）

一、委員会を開催した年月日、場所

令和七年十月九日（木曜日）

産業経済委員会室

二、出席した委員の氏名

永井 章義	委員長
森 昭男	副委員長
いぬぶし 浩幸	委員
元山 ひさや	〃
小川 みさ子	〃
岩重 あや	〃
しらいし 誠	〃
田畑 浩一郎	〃
大久保 博文	〃
前野 義春	〃
柳 誠子	〃
藤崎 剛	〃
田之上 耕三	〃

三、欠席した委員の氏名  
なし

四、出席した委員外議員の氏名

なし

五、鹿児島県議会委員会条例第十九条による出席者

保健福祉部	伊地知 芳浩 部長
	中俣 和幸 医療審議監
	川畑 将洋 次長
	竹村 直子 次長（福祉担当）
	福重 哲也 獣医務技監
	川寄 国博 保健医療福祉課長
	是枝 重幸 医師・看護人材課長
	板東 利治 国民健康保険課長
	園田 英信 健康増進課長
	久保 純子 感染症対策課長
	田之上 勇二 社会福祉課長
	齋脇 眞由美 指導監査監
	牧之内 明子 参事（外国人介護人材担当）
	永江 裕之 高齢者生き生き推進課長
	福田 みゆき 地域包括ケア対策監
	福田 修一 介護保険室長
	芹ヶ野 博康 障害福祉課長

塩屋 公子 精神保健福祉対策監  
 山本 圭一 障害者支援室長  
 迫田 豊秋 生活衛生課長  
 平田 甲太郎 食品衛生専門監  
 常山 隆明 薬務課長

議会事務局

上今

朋未

委員会第五係長

窪

結香

主幹兼委員会第四係長

六、会議に付した事件

(一)議案

議案第八六号 令和六年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求め

る件

七、審査経過

午前十時一分開会

○永井委員長 それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

本日は、保健福祉部、子ども政策局の審査であります。

ただいまから、保健福祉部の審査を行います。

初めに、保健福祉部長の総括説明を求めます。

○伊地知保健福祉部長 おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。着座にて御説明いたします。

保健福祉部関係の令和六年度決算の概要につきまして、主要施策の成果に関する調査に基づき、主なものを御説明いたします。

はじめに、四ページを御覧ください。

一の(一)高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成の①高齢者の健康づ

くりと社会参加の促進でございます。

五ページを御覧ください。

中ほどの(三)高齢者地域支え合いグループポイント事業については、地域の高齢者を含むグループが行う互助活動等に対して、地域商品券等に交換できるポイントを付与し、高齢者の健康維持や介護予防の取組、高齢者等を地域全体で支える活動の促進を図ったところでございます。

少し飛びまして、十二ページを御覧ください。

(二)障害者等の個性と能力を生かせる社会の形成の①障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくりでございます。

具体的には、十八ページを御覧ください。

(十一)障害福祉施設整備事業については、障害者支援施設等の整備に対し補助を行ったところでございます。

次に、二十ページを御覧ください。

一番上の(十六)県地域生活支援事業については、相談支援従事者等への研修や自立支援協議会の開催など、障害者の自立と社会活動への参加の促進に取り組んだところでございます。

少し飛びまして、三十一ページを御覧ください。

一番下の(二十八)医療的ケア児等総合支援事業については、県医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等に対する相談対応や、関係機関との調整等を行うとともに、コーディネーターの養成研修や支援関係者による協議・情報共有などを行ったところでございます。

次に、三十七ページを御覧ください。

②難病対策の推進の(一)難病対策事業については、難病患者に対する医療費助成や、難病相談・支援センターにおける相談・支援などを実施したところでございます。

次に、三十九ページを御覧ください。

(三)誰もが役割を持ち、支え合い、尊重される社会の形成でございます。具体的には、四十一ページを御覧ください。

中ほどの(三)生活困窮者自立支援事業については、県内九か所にくらし・し

ごとサポートセンターを設置し、自立支援計画の作成や子どもの学習の支援等を行ったところがございます。

少し飛びまして、四十八ページを御覧ください。

(二)子どもたちが未来に希望を持てる社会づくりの①青少年を育てる環境づくりの推進でございます。(一)薬物乱用防止対策事業については、薬物乱用の根絶を目指し、関係機関・団体の協力を得て、普及運動等を推進し、広く県民に啓発を行ったところでございます。

次に、五十ページを御覧ください。

三の(一)心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造の①疾病予防等の推進でございます。

具体的には、五十一ページを御覧ください。

中ほどの(二)健康寿命延伸総合対策事業については、生活習慣病の発症・重症化予防等を普及啓発するための媒体作成や医療機関向けの研修会等を実施したところでございます。

少し飛びまして、六十ページを御覧ください。

中ほどの③がん対策の推進の(一)がん対策総合推進事業については、がんに関連する情報を掲載した本県独自の冊子の配布など、がんに対する正しい知識の普及啓発やがん診療連携拠点病院等に対する補助等を実施したところでございます。

少し飛びまして、六十九ページを御覧ください。

⑥国民健康保険制度等の推進でございます。

具体的には、七十五ページを御覧ください。

国保特別会計の主なものでありますが、一番下の(十四)国保保険給付費等交付金交付事業については、保険給付の円滑かつ確実な実施等を図るため、市町村に対し、療養の給付等に要する費用等を交付したところでございます。

次に、八十ページを御覧ください。

(二)住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域包括ケアの推進の①在宅医療・介護連携の推進でございます。

具体的には、八十二ページを御覧ください。

一番上の(五)地域ケア・介護予防推進支援事業については、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村の取組への支援、地域支援事業に係る県負担交付金の交付を行ったところでございます。

次に、八十六ページを御覧ください。

中ほどの④認知症施策の推進の(一)認知症施策等総合支援事業については、認知症介護に係る研修や認知症に関する正しい理解の普及啓発、認知症疾患医療センターへの運営費補助など認知症の総合的な施策を推進したところでございます。

次に、八十八ページを御覧ください。

⑤介護サービス基盤の整備でございます。

八十九ページを御覧ください。

中ほどの(二)福祉人材センター運営事業については、地域住民の福祉に対する理解と関心を高め、新たな福祉人材を育成するとともに、潜在的な福祉人材の就労を促進し、人材確保を図ったところでございます。

次に、九十一ページを御覧ください。

(五)外国人介護人材確保事業については、介護施設等と特定技能外国人や介護福祉士を目指す留学生とのマッチング支援等を行い、外国人介護人材の県内介護施設への受入促進等を図ったところでございます。

次に、九十四ページを御覧ください。

一番下の(十三)介護職員人材確保等対策事業については、介護職員初任者研修の受講料に対する助成や、介護ロボット、ICTの導入支援等を行ったところでございます。

少し飛びまして、百ページを御覧ください。

(三)誰もが安心して必要な医療を受けられる地域づくりの①医療従事者の安定的な確保及び質の向上でございます。

中ほどの(一)緊急医師確保対策事業については、将来、へき地医療機関等に勤務しようとする鹿児島大学医学部地域枠の医学生等に対し、修学資金の貸与を行ったところでございます。

次に、百四ページを御覧ください。

中ほどの(三)看護職員修学資金等貸与事業については、将来、県内の医療機関等に就業しようとする看護学生に対し、修学資金の貸与を行ったところがございます。

次に、百五ページを御覧ください。

中ほどの(四)看護職員確保対策事業については、未就業の資格者に対する就業促進に必要な相談指導や、病院内に保育施設を有する医療機関に対する助成を行ったところでございます。

少し飛びまして、百十一ページを御覧ください。

中ほどの②離島・へき地医療や救急医療、災害医療の提供体制の整備・充実でございます。

具体的には、百十二ページを御覧ください。

(一)離島へき地医療確保対策事業については、へき地医療拠点病院が行う、へき地診療所等への医師派遣や巡回診療に対する助成等を行ったところでございます。

次に、百十三ページを御覧ください。

一番下の(四)救急医療確保対策事業については、救急医療を行う医療機関の運営やドクターヘリ運航等への助成を行ったところでございます。

次に、百十六ページを御覧ください。

中ほどの③様々な感染症への対応でございます。

具体的には、少し飛びますが、百十九ページを御覧ください。

一番下のキ、感染症予防計画事業については、県感染症予防計画に基づき、医療機関等との協定による病床や発熱外来、自宅療養者等への医療の確保等の医療提供体制の整備を行ったところでございます。

少し飛びまして、百三十一ページを御覧ください。

六の(一)強靱な県土づくりと危機管理体制の強化でございます。

具体的には、百三十三ページを御覧ください。

②原子力防災対策の充実・強化の(一)原子力災害医療対策事業については、原子力災害医療関係施設の設備整備等を行ったところでございます。

次に、百三十七ページを御覧ください。

(二)どこよりも安全で安心して暮らせる地域社会づくりの①食品等の安心・安全の確保でございます。中ほどの(一)動物愛護・管理対策事業については、関係行事等を通じて犬猫の保護・引取頭数の減少、譲渡の推進を図ったところでございます。

次に、百三十九ページを御覧ください。

中ほどの(三)食品安全推進対策事業等については、食品関係施設の監視指導等を行うとともに、必要な情報提供に取り組んだところでございます。

次に、百四十ページを御覧ください。

中ほどの(四)と畜検査事業等については、食肉及び食鳥肉の安全確保を図るため、と畜検査、食鳥検査を実施したところでございます。

最後に、百四十七ページを御覧ください。

十六の(一)原油価格・物価高騰等総合緊急対策については、国が定める公定価格等により運営を行っている医療機関や社会福祉施設等に対し、光熱費や食材費等の価格高騰分の一部を支援するなど、原油価格・物価高騰対策を講じたところでございます。

以上で、説明を終わります。詳細につきましては、後ほど、関係課長から御説明いたします。

よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、保健医療福祉課長の説明を求めます。

○川崎保健医療福祉課長 保健医療福祉課関係の令和六年度決算につきまして、決算審査説明資料により御説明いたします。

五ページを御覧ください。

歳入について、主なものを御説明いたします。

まず、九、国庫支出金のうち、国庫負担金は、地域医療介護総合確保基金に対する国の負担金でございます。

次の段の国庫補助金は、医療施設防災対策事業や、へき地診療所運営事業等に係る国からの補助金でございます。

次の段の委託金は、衛生統計調査の経費に係る国からの委託金でございます。十、財産収入のうち、利子及び配当金は、地域医療介護総合確保基金の運用益

でございます。

十二、繰入金は、地域医療介護総合確保基金を活用して令和六年度に実施した事業に対する、一般会計への繰入金でございます。

十四、諸収入のうち雑入は、能登半島地震の際に保健活動の応援として派遣した職員の旅費などに係る費用等でございます。

当該派遣費用は石川県へ求償を行い、雑入として受け入れているところでございます。

六ページを御覧ください。

歳出の主な事業について、御説明いたします。

まず、民生費でございます。

一、社会福祉総務費でございますが、上から七段目の社会福祉管理費につきましては、民生費に係る国庫償還金及び民生関係の庶務管理に要した経費でございます。

次の地域保健福祉費は、地域振興局及び支庁の福祉に関する事務所の運営等に要した経費でございます。

次に、衛生費でございます。

四、医薬費のうち、一、医薬総務費でございます。

七ページを御覧ください。

上から二段目の庶務管理事業につきましては、衛生費に係る国庫償還金及び衛生関係の庶務管理に要した経費でございます。

次に、二、医務費でございます。

八ページを御覧ください。

一段目の地域医療介護総合確保基金造成事業は、地域における医療・介護サービスの提供体制の総合的・計画的な整備を推進するための基金の造成に要した経費でございます。

四段目の医療機関物価高騰対策支援事業は、食材費や光熱費の高騰等により厳しい経営を強いられている医療機関等に対し、負担を軽減するための給付に要した経費でございます。

三段下の離島へき地医療確保対策事業は、離島・へき地における医療の確保の

ため、へき地医療拠点病院による医師派遣や巡回診療などの実施、へき地診療所の運営や設備整備の助成等に要した経費でございます。

九ページを御覧ください。

一段目の救急医療確保対策事業は、ドクターヘリの運航など、救急医療体制の充実や、救急医療機関の運営費の助成等に要した経費でございます。

三段下の災害時緊急医薬品等確保事業は、災害発生時の放射性物質の放出に備え、川内原子力発電所を中心とする、避難住民や防災要員に対する安定ヨウ素剤の配備や資機材の整備等に要した経費でございます。

次に、五、病院費でございます。

一、病院整備費の県立病院整備事業でございますが、県立病院の運営に対する一般会計からの負担金に要した経費でございます。

十ページを御覧ください。

公有財産について御説明いたします。

(二) 普通財産でございますが、令和六年度に所管する土地としましては、旧保健看護学校敷地や旧鹿屋病院敷地など、また、所管する建物としましては、旧保健看護学校に係る建物でございます。

なお、旧保健看護学校については、南薩地域振興局の移転地として決定したところであり、令和六年度末に庁舎の整備等を所管する管財課へ所管換えを行ったところでございます。

十一ページを御覧ください。

次の令和五年度及び六年度の事務に係る監査委員の指摘事項に対する処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、十一ページから十二ページに記載のとおりでございます。

以上で、保健医療福祉関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、医師・看護人材課長の説明を求めます。

○是枝医師・看護人材課長 医師・看護人材課長関係につきまして御説明いたします。

審査説明資料（保健福祉部）の十五ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

七、分担金及び負担金は、自治医科大学卒業医師及び地域枠など医師修学資金貸与医師が勤務する医療機関からの負担金でございます。

九、国庫支出金は、看護補助者処遇改善事業補助金や、医療施設運営費等補助金等の国庫支出金でございます。

十二、繰入金は、地域医療対策基金を活用しまして、令和六年度に実施した事業に対する同基金から一般会計への繰入金でございます。

十四、諸収入のうち、四、貸付金元利収入は、看護職員修学資金等に係る現年度分の返還金でございます。

次の八、雑入は、自治医科大卒医師の派遣に伴う給与等の市町村等からの負担金でございます。

次の九、過年度収入は、次の十六ページの付表で御説明いたします。

十六ページをお開きください。

過年度収入は、看護職員修学資金等の返還金に係るものでございます。収入未済額は四百二十七万九千円となっており、令和七年八月末現在では、四百二十五万円となっております。

収入未済に対しましては、引き続き、本人に対する文書、訪問、電話による催告や、連帯保証人に対する請求により、収入未済額の解消に努めてまいります。

十七ページをお開きください。

歳出の主な事業につきまして御説明いたします。

まず、中ほどの一、医薬総務費でございますが、この目の上から三段目の看護職員修学資金等貸与事業及びその下の看護職員確保対策事業につきましては、看護師等の県内就業の促進や離職防止対策に要した経費で、不用額は補助金等の執行残でございます。

次に、このページの下から二段目の緊急医師確保対策事業につきましては、地域医療を担う医師の養成・確保のために要した経費で、不用額は、貸付金等の執行残でございます。

次に、この目の一番下の、看護補助者処遇改善事業につきましては、看護補助者の賃金改善に係る費用の助成に要した経費でございます。

十八ページをお開きください。

一番上の医務費でございますが、その下の地域医療支援事業は、鹿児島大学病院に設置しました地域医療支援センターの運営等に要した経費でございます。

次に、三、保健師等指導管理費でございますが、一番下の看護師等養成所運営事業は、看護師等養成所の運営費の助成に要した経費でございます。

十九ページをお開きください。

五の前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明は、十九ページに記載のとおりでございます。

今後とも未収債権の解消及び新規発生の防止に努めるとともに、歳出予算の適切な執行及び決算不用額の縮小に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、医師・看護人材関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に国民健康保険課長の説明を求めます。

○板東国民健康保険課長 国民健康保険課関係につきまして、御説明申し上げます。

二十二ページを御覧ください。

初めに、一般会計の歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

三段目に記載しております十四、諸収入の雑入は、令和五年度後期高齢者医療給付費県負担金の交付額確定に伴う鹿児島県後期高齢者広域連合からの返還金等でございます。

二十三ページを御覧ください。

歳出の主な事業につきまして御説明申し上げます。

まず、三、民生費の六、国民健康保険指導費でございます。

中ほどに記載しております国民健康保険基盤安定促進事業は、市町村保険者が行う低所得者、未就学児及び出産被保険者に対する保険税軽減相当額等の一部負担に要した経費でございます。

一行飛びまして、国保特別会計繰出事業は、国民健康保険事業特別会計への繰出しに要した経費でございます。不用額につきましては、県繰入金及び高額医療費負担金等の減による執行残でございます。

二十四ページを御覧ください。

四、衛生費の三、予防費でございます。

後期高齢者医療対策事業は、後期高齢者の医療給付費等の一部負担等に要した経費でございます。

二十五ページを御覧ください。ここからは、国民健康保険事業特別会計でございます。

まず、歳入につきまして、主なものを御説明申し上げます。

一、分担金及び負担金の一、国民健康保険事業費納付金は、保険給付費等交付金の交付及び後期高齢者支援金等の納付等に充てるための市町村の負担金でございます。

次に、二、国庫支出金のうち、一、国庫負担金の、一、療養給付費等負担金は、療養の給付等に要する費用等に係る国の負担金でございます。

また、次の枠の二、国庫補助金の一、調整交付金は、都道府県間の財政調整等のための国の交付金でございます。

二十六ページを御覧ください。

四、前期高齢者交付金は、前期高齢者の医療費における不均衡を調整するための社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

一つ飛びまして、六、出産育児交付金は、同じく社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。令和六年度に新設されたものでございます。

二十九ページを御覧ください。

歳出の主な事業につきまして、御説明申し上げます。

まず、中ほどの二、保険給付費等交付金のうち、一、普通交付金は、市町村の療養の給付等に要した費用の交付に係る経費でございます。

不用額につきましては、保険給付費の支出が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

また、二、特別交付金は、市町村の財政状況その他の事情に応じた財政調整に要する費用の交付に係る経費でございます。

不用額につきましては、市町村の見込み額と実績額に差があったことによる執行残でございます。

三十ページを御覧ください。

三、後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援金及び関係事務費拠出金の納付に要した経費でございます。

四、前期高齢者納付金等は、前期高齢者納付金及び関係事務費拠出金の納付に要した経費でございます。予算現額の欄に括弧書きしております、二千三百七万三千円余りは予備費からの充用額でございます。これは、社会保険診療報酬支払基金からの通知額が予算額を上回ったことから、その不足額を予備費から充用したものでございます。

三十一ページを御覧ください。

五、介護納付金は、介護納付金の納付に要した経費でございます。

三十二ページを御覧ください。

十、保健事業費の国保ヘルスアップ支援事業は、市町村国保が実施する保健事業の支援に要した経費でございます。

十一、基金積立金は、国保財政安定化基金の造成に要した経費でございます。

三十四ページを御覧ください。

十四、予備費は、制度上不可避な突発的支出等に対し、機動的に対応するための経費でございます。予備費充用額につきましては、先ほど御説明申し上げました通り、三十ページの下から四段目にあります。四、前期高齢者納付金等に充てたものでございます。

最後に、三十五ページの五、前年度決算委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

以上で国民健康保険関係の説明を終わります。

○永井委員長 次に、健康増進課長の説明を求めます。

○園田健康増進課長 健康増進課関係について御説明申し上げます。

三十八ページを御覧ください。

まず、歳入について主なものを御説明いたします。使用料につきましては、県民健康プラザ健康増進センターの施設使用料でございます。

次に、国庫支出金のうち国庫負担金につきましては、難病対策及び原爆被爆者健康管理手当等に係る国庫負担金でございます。

国庫補助金につきましては、難病対策及びがん対策等に係る国庫補助金でございます。

財産運用収入につきましては、公益財団法人鹿児島県民総合保健センターへの土地貸付料でございます。

寄付金につきましては、健康増進対策の支援に係る寄付金でございます。

四十ページを御覧ください。

歳出の主な事業について御説明いたします。

まず、衛生費のうち、公衆衛生総務費でございますが、下から一段目の、健康増進センター管理運営事業につきましては、県民健康プラザ健康増進センターの管理運営に要した経費でございます。

四十一ページを御覧ください。

次に、予防費でございますが、上から二段目のハンセン病対策事業につきましては、ハンセン病問題についての正しい知識の普及啓発や療養所入所者の家族に対する生活援護等に要した経費でございます。

次の難病対策事業につきましては、指定難病に係る医療費の助成等に要した経費でございます。

次の健康増進支援事業につきましては、市町村が実施する健康増進のために必要な事業に対する補助に要した経費でございます。

次の、がん対策総合推進事業につきましては、がん対策の推進や、医療体制の整備支援、患者支援等に要した経費でございます。

保健所費でございますが、下から一番目の歯科口腔保健推進事業につきましては、歯科口腔保健に係る普及啓発や口腔保健支援センターに係る事業等に要した経費でございます。

四十二ページを御覧ください。

医務費でございます。

上から二段目の原爆被爆者健康管理事業につきましては、健康診断や健康管理手当等、被爆者の健康の保持や福祉の向上を図るために要した経費でございます。

四十三ページを御覧ください。

四十五ページを御覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては記載のとおりでございます。

以上で健康増進課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、感染症対策課長の説明を求めます。

○久保感染症対策課長 感染症対策課関係について御説明申し上げます。

四十八ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

使用料及び手数料のうち、使用料につきましては、保健所における細菌検査料でございます。

また、手数料はつつが虫病の抗体検査料等でございます。

次に、国庫支出金のうち国庫負担金につきましては、感染症医療費負担金等に係る国庫負担金でございます。

国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等及び新興感染症対応力強化事業補助金等に係る国庫補助金でございます。

委託金につきましては、感染症流行予測調査費委託金等に係る委託金でございます。

雑入につきましては、新型コロナウイルス感染症患者の医療費公費負担の過誤請求に伴う返還金等でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

四十九ページを御覧ください。

歳出の主な事業について御説明いたします。

まず、衛生費のうち結核対策費でございますが、一段目の結核対策事業につきましては、感染症法に基づき入院勧告した患者の、医療費の公費負担等に要した経費でございます。

次に、予防費でございますが、感染症予防対策事業につきましては、新興感染症発生時に速やかに対応できるよう、県と協定を締結する医療機関等が実施する施設・設備整備等に対する補助金等に要した経費でございます。

次の、感染症医療対策事業につきましては、感染症指定医療機関の運営や施設・

設備整備、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費等の公費負担に要した経費でございます。

五十ページを御覧ください。

上から三段目の肝炎対策事業につきましては、肝炎を早期に発見するため無料検査の実施や、肝炎患者並びに肝がん、重度肝硬変患者の治療を促進するための医療費助成等に要した経費でございます。

次の予防接種事業につきましては、予防接種に関する指導及び予防接種による健康被害者の救済等に要した経費でございます。

下から二段目の感染症専門医養成講座事業につきましては、感染症専門医を養成するための寄附講座の運営に要した経費でございます。

次の、新型コロナウイルス感染症総合対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染症患者の往診等・治療薬医療費の公費負担、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、検査体制の確保等に要した経費でございます。

五十二ページを御覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、感染症対策対策関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、社会福祉課長の説明を求めます。

○田之上社会福祉課長 社会福祉課関係につきまして、御説明いたします。

資料の五十五ページを御覧ください。

初めに、歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

上段の国庫支出金のうち国庫負担金につきましては、生活保護費の支給等に係るものがございます。

三段目の委託金につきましては、旧軍人軍属、遺家族等の援護事務及び生活保護の指導監査等に係るものがございます。

次に、諸収入のうち貸付金元利収入につきましては、災害援護資金貸付金に係る市町村からの償還金でございます。

雑入につきましては、生活保護費の返還金等を受け入れたものがございます。

生活保護費返還金の収入未済額につきましては、二千百十三万五千二百二十円となっており、令和七年八月末現在では、千九百六十八万八千八百八十九円となっております。

次に、五十六ページを御覧ください。

過年度収入未済額は、生活保護費の返還金に係るもので、合計八千二百五十九万五千七百七十七円となっており、令和七年八月末現在では、七千九百二十二万九千八百四十二円となっております。

なお、不納欠損額の六百四十八万八千二百二十円につきましては、時効の完成などにより債権が消滅しましたことから、不納欠損処分をしたものがございます。

次に、五十七ページを御覧ください。

歳出の主な事業につきまして御説明申し上げます。

まず、社会福祉総務費のうち、表の七段目にあります民生委員活動促進事業につきましては、民生委員活動の促進を図るため、活動費及び民生委員協議会運営等に要した経費でございます。

次に、二段下がりまして地域福祉サービス推進事業につきましては、高齢者等で福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある方に対する支援や、福祉サービスに関する苦情解決のための体制整備の支援等に要した経費でございます。

五十九ページを御覧ください。

上から四段目の重層的支援体制整備事業につきましては、市町村が実施する重層的支援体制整備事業の補助に要した経費でございます。

不用額は補助金の執行残でございます。

また、五、遺家族等援護費のうち、二段目の旧軍人軍属遺族等援護事業につきましては、旧軍人軍属者等及びその遺族を援護するため、遺族年金、特別弔慰金及び特別給付金等の請求指導、裁定等の事務に要した経費でございます。

不用額は旅費等の執行残でございます。

六十ページを御覧ください。

表の五段目の扶助費のうち、生活保護費につきましては、生活保護法に基づき支給した扶助費で、不用額は扶助費等の執行残でございます。

災害救助費につきましては、奥能登豪雨に対する災害見舞金を石川県に贈呈した経費でございます。

不用額は負担金等の執行残でございます。

六十一ページを御覧ください。

四の令和五年度及び六年度の事務に係る監査委員の指摘事項に対する処理説明についてでございます。令和六年度の事務について、生活保護返還金の収入未済額が、県全体で一億四百七十七万円余りあり、前年度より五・八%増加。収入歩合は一・〇四ポイント低下し、多額となっていることの指摘を受けたところでございます。

収入未済額の増加の要因として、収入申告書の調査により、就労収入や預貯金等の未申告による多額の未収債権が発生したこと及び近年の物価上昇等により生活費の支出が増加し、返還金の未納者が増加していることが考えられるところでございます。

これまでマニュアル及び事務処理要領に基づき債権の回収を行ってきたところではありますが、改めて、施行事務監査等で各福祉事務所に対しての指導及び連携の強化や債権回収の強化を図るとともに、保護開始時における申告義務・返還義務に関する説明の徹底、訪問活動の強化により被保護者の生活実態の把握強化に努め、さらなる未収債権発生未然防止に努めていきたいと考えております。

五の前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、六十二ページに記載のとおりでございます。

収入未済につきましては、今後とも、未収債権の発生の未然防止に取り組むとともに、発生したものについては、文書、訪問、電話等により納入指導等を実施し、解消に努めてまいります。

以上で、社会福祉課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、高齢者いきいき推進課長の説明を求めます。

○永江高齢者生き生き推進課長 高齢者生き生き推進課関係につきまして御説明いたします。

六十五ページを御覧ください。

歳入について主なものを御説明いたします。

一段目の九、国庫支出金の社会福祉費国庫負担金は、地域医療介護総合確保基金造成に係る国庫負担金、二段目の社会福祉費国庫補助金は、介護保険事業費等に係る国庫補助金でございます。

五段目の十四、諸収入の雑入は、介護給付費県負担金等の確定に伴う市町村からの過年度返還金等でございます。

六十六ページを御覧ください。

歳入について主なものを御説明いたします。

六段目から四、老人福祉費となっておりますが、このうち、六十七ページ上から五段目の、高齢者地域支え合いグループポイント事業は、高齢者を含む団体が行う互助活動などに対して地域商品券等に交換できるポイントを付与し、高齢者の社会参加や高齢者を地域全体で支える活動の促進を図るために要した経費でございます。

下から一段目の地域ケア・介護予防推進支援事業は、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村の取組への支援及び地域支援事業に係る県負担分の交付に要した経費でございます。

不用額は、市町村の実績が見込み額を下回ったことなどによる交付金等の執行残でございます。

六十八ページを御覧ください。

下から四段目の介護保険負担事業は、市町村の介護保険給付費に係る県負担分の交付に要した経費でございます。不用額は、市町村の実績が見込み額を下回ったことによる負担金の執行残でございます。

六十九ページを御覧ください。

下から三段目の介護職員人材確保等対策事業は、介護人材の確保等を図るため、介護事業所における介護ロボットやICT導入などによる業務改善・効率化等の支援や、関係機関・団体と連携した介護現場の生産性向上に資する総合的な支援に要した経費でございます。

不用額は、申請件数が当初見込みを下回ったことなどによる補助金等の執行残でございます。

次の介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業は、物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所等が安定的なサービス提供を継続できるよう、LPGガス使用に係る経費及び食料費の価格高騰分の一部を支援するために要した経費でございます。

繰越額は国の補正予算成立を受けて三月補正において予算計上し、執行期間が不足したことによるものでございます。

七十ページを御覧ください。

上から二段目の介護職員処遇改善支援助交付金事業は、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための支援に要した経費でございます。

不用額は、執行見込みと実績に乖離が生じたことによる補助金等の執行残でございます。

次に、八、老人福祉施設費については、下から二段目の地域介護基盤整備事業は、介護拠点の整備に対する助成等に要した経費でございます。

繰越額は、計画調整等に不測の日数を要したことによるものであり、また、不用額は、執行見込み額と実績額に乖離が生じたことなどによる補助金等の執行残でございます。

七十一ページを御覧ください。

三、公有財産については、旧ふれあいプラザなのはな館について研修者用宿泊施設ほか九件の建物でございます。

七十二ページを御覧ください。

五、前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明については記載のとおりでございます。

以上で、高齢者いきいき推進課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、障害福祉課長の説明を求めます。

○芹ヶ野障害福祉課長 障害福祉課関係につきまして御説明いたします。

七十五ページを御覧ください。

歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、中段の八、使用料及び手数料につきましては、こども総合療育センターの診療等に係るものでございます。

下段の九、国庫支出金につきましては、障害者及び障害児の福祉向上のための各種施策に要した経費の国庫負担金及び国庫補助金でございます。

七十六ページを御覧ください。

十四、諸収入につきましては、障害者自立支援給付費等の負担金の返還金や心身障害者扶養共済制度に基づく年金支給に係る独立行政法人福祉医療機構からの収入等でございます。

七十七ページを御覧ください。

過年度分収入未済額調べにつきましては、障害者自立支援基盤整備事業補助金等返還金や児童福祉施設の利用に係る費用負担金が主なものでございます。

収入未済額につきましては、地域振興局等において家庭訪問等により、納入を強く促すなどして、その減少に努めているところです。

また、不納欠損額につきましては、生活困窮等のために納入がなされず、時効が完成したことにより、不納欠損処分としたものでございます。

七十八ページを御覧ください。

歳入につきまして、主なものを説明いたします。

まず、二、身体障害者福祉費でございますが、上から七番目の重度心身障害者医療費助成事業につきましては、重度の心身障害者に対して、市町村が医療費助成を行った経費の一部を補助したものでございます。

七十九ページを御覧ください。

三、知的障害者福祉費でございますが、下から二段目の鹿児島県手をつなぐ育成会補助事業につきましては、鹿児島県手をつなぐ育成会の活動への助成に要した経費でございます。

八十ページを御覧ください。

七、社会福祉施設費でございますが、上から四段目の障害福祉施設整備事業につきましては、障害福祉サービス事業所等の整備に対する経費の一部を補助したものでございます。

九、障害者自立支援費でございますが、下から五段目の障害者介護給付事業に

つきましては、居宅介護や施設入所支援等に係る費用として、市町村が支出した費用の一部を負担するために要した経費でございます。

八十二ページを御覧ください。

十、精神保健福祉費でございますが、上から五段目の精神障害者措置入院事業につきましては、精神保健福祉法に基づく自傷他害の恐れがある精神障害者の措置入院等に係る医療及び移送等に要した経費でございます。

八十三ページを御覧ください。

一、児童福祉総務費でございますが、一番下の障害児通所給付事業につきましては、障害児通所給付等に係る費用として、市町村が支出した費用の一部を負担するために要した経費でございます。

なお、障害福祉課関係の翌年度繰越額につきましては、三月補正で計上しました国補正予算に伴う事業等であり、執行期間の不足などから翌年度に繰り越したものでございます。

また、不用額につきましては、各種事業の実施主体となっております市町村等の事業実績が、見込みを下回ったことにより生じた補助金・負担金の執行残や、公費負担医療費の実績が見込みを下回ったことにより生じた扶助費の執行残などが主な理由でございます。

八十五ページを御覧ください。

公有財産に関する説明でございますが、(一)行政財産につきましては、ハートピアかごしまやこども総合療育センターの土地・建物があり、こども総合療育センター敷地の一部について、中央児童相談所への所属換渡による減があります。(二)普通財産につきましては、旧県立川内自興園敷地などであり、令和六年度中の増減はございません。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、八十六ページに記載のとおりでございます。

以上で、障害福祉課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、生活衛生課長の説明を求めます。

○迫田生活衛生課長 生活衛生課関係の令和六年度決算について御説明申し上げます。

審査説明資料の八十九ページからでございます。

まず、歳入について主なものを御説明申し上げます。

国庫支出金のうち、環境衛生費国庫補助金は、生活基盤施設耐震化等交付金事業の市町村が行う水道施設等の耐震化や水道事業統合に係る事業費に対する補助及び指導監督事務費、生活衛生指導助成事業の公益財団法人鹿児島県生活衛生営業指導センターに対する補助でございます。

諸収入のうち衛生貸付金元利収入は、鹿児島県公衆浴場業生活衛生同業組合への貸付金に係る償還金でございます。

次に、歳出について主なものを御説明申し上げます。

九十ページを御覧ください。

予防費の動物愛護・管理対策事業でございます。犬猫の保護・引取りや、動物愛護思想の普及・啓発などに要した経費でございます。不用額につきましては、旅費及び委託料等の執行残でございます。

次に、生活衛生指導費でございます。食品衛生指導取締事業及び乳肉水産食品衛生対策事業は、食品衛生法に基づく監視指導及び検査などに要した経費でございます。不用額につきましては、需用費及び旅費等の執行残でございます。

次の、と畜検査事業でございますが、と畜検査や食肉衛生検査所における試験検査機器の整備などに要した経費でございます。不用額につきましては、報酬等の執行残でございます。

九十一ページを御覧ください。

食鳥検査事業は、食鳥処理場の食鳥検査及び衛生指導などに要した経費でございます。不用額につきましては、報酬等の執行残でございます。

生活衛生指導助成事業は、公益財団法人鹿児島県生活衛生営業指導センターに対する補助、鹿児島県公衆浴場業生活衛生同業組合に対する公衆浴場経営安定資金貸付などに要した経費でございます。

温泉監視指導事業は、温泉施設の監視指導、環境審議会温泉部会の開催に要した経費でございます。不用額につきましては、報酬等の執行残でございます。

水道水質管理事業などの水道関係事業は、水道法に基づく水道施設の立入検査及び水質監視、市町村の国庫補助事業の指導監督などに要した経費でございます。

生活基盤施設耐震化等交付金事業は、市町村が行う水道施設等の耐震化や水道事業の統合促進のための事業に対して、補助金の交付及び指導監督などに要した経費でございます。繰越額につきましては、計画調整等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難になったことによるものでございます。不用額につきましては、事業費確定に伴う執行残でございます。

次に、九十二ページの公有財産について御説明申し上げます。

(一)の行政財産でございますが、決算年度末の土地及び建物につきましては、七、食肉衛生検査所及び動物管理所等の庁舎の敷地及び建物でございます。

(二)の普通財産は、公益財団法人鹿児島県生活衛生営業指導センターへの出捐金でございます。

五の前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明については、記載のとおりでございます。

以上で、生活衛生課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 最後に、薬務課長の説明を求めます。

○常山薬務課長 薬務課関係につきまして御説明申し上げます。

九十五ページを御覧ください。

歳入について主なものを御説明申し上げます。

一段目の三、衛生費国庫補助金は、たばこ対策促進事業及び災害薬事コーディネーター配備推進事業に対する補助金でございます。

二段目の三、衛生費委託金は、薬事経済調査等に対する委託金でございます。

三段目の十四、諸収入の一、雑入は、ハブ払い下げ収入等でございます。

九十六ページを御覧ください。

次に、歳出について主なものを御説明申し上げます。

上段の三、予防費の骨髓バンク推進事業は、骨髓移植に関する正しい知識の普及啓発、骨髓提供希望者登録受付業務及びドナー等への助成に要した経費でございます。

中段の二、医務費の災害時緊急医薬品等確保事業は、災害発生時に必要な医薬品等の備蓄及び災害薬事コーディネーター養成に要した経費でございます。

下段の四、薬務費のうち、一段目の薬事監視事業は、薬局等への立入検査等に

要した経費でございます。

次に、九十七ページを御覧ください。

一段目の薬物乱用防止対策事業は、薬物乱用防止の啓発及び取扱業者の指導に要した経費でございます。

三段目の血液対策事業は、献血思想の普及・啓発等に要した経費でございます。

下から三段目のハブ対策事業及び二段目のハブ捕獲奨励買上事業は、ハブの駆除、咬症対策及び住民が捕獲した生きハブの買上げに要した経費でございます。

九十八ページを御覧ください。

令和五年度及び六年度の事務に係る監査委員の指摘事項に対する処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、薬務課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 ここで暫時休憩とし、十分間の休憩を入れたいと思います。

午前十一時 二分休憩

午前十一時 十分再開

○永井委員長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

質疑に当たりましては資料の該当ページ、事業名等をお知らせくださるようお願いいたします。

○田畑委員 審査説明資料八ページ、医療機関物価高騰対策支援事業で、どういう形で支払われたのか、まず御説明いただきたいと思っております。

○川崎保健医療福祉課長 医療機関物価高騰対策支援事業の支払いの手法かと思っております。これにつきましては国保連に委託をしております。それから各医療機関の診療報酬を受け取る口座に直接振り込みを、九月にさせていただきましたところですよ。

○田畑委員 この支払いが非常に遅いという話を聞いていると思うんですけど。監査委員の意見書の中にも、補助金等の支払いが滞っているというか、遅延して

いるというような指摘もあるんですよね。結局、国から来たものを支払うのが遅いと、相手方もいるわけですから。

相手方はもう本当に早くもらいたいという気持ちでいると思うんですよ。ですから、やはりこういったものは早く支給するようにしないと、いけないと思うんですけど。国保連に委託するのは、国保に委託しないと、ここを通さないと支払いができないという何かがあるんですか。

○川寄保健医療福祉課長 本県が国保連にお願いした一番の理由としましては、この補助金を、他県は、医療機関から申請書をいただいて、それを審査してお支払いするスキームを取っておりますけれども、それだと医療機関さんで申請書の作成とかそういう負担が出るだろうと、我々考えまして、国保連さんは、通常、診療報酬を口座にお振り込みしている状況にありますので、我々はプッシュ型ということで、受け取り辞退がない限りは医療機関に直接お支払いさせていただくというところで医療機関の負担が大きく減るだろうというところを着目しまして、プッシュ型をやっているのは九州には本県だけということになっております。

○田畑委員 負担がかからないようにということで、気を利かせてというか、気を遣ってそうしていただいたのは本県にありがたいことなんでしょうけど。その支払いについて、結局総会に諮らないといけないという話もありますけど、こういったものは文書とか、そういったものでできないのか。簡素化して、やはり早くしないと結局はこれももろろに閉院した病院もあるとか、いろいろ聞くんですよね。

だから少しでもこういうのが早く届いておけば、まだまだ頑張ってみようかという気持ちも出てくるでしょうし、やはりその辺の、今後、これはもう終わったことですから、今後はどういう形でやっていくつもりなのか、また同じようにやはり遅くなるのか。それとも今後は簡素化してまた早くやっていきますよというのか、その辺をお聞かせください。

○川寄保健医療福祉課長 委員おっしゃるとおり、医療機関の方は一日でも早く、こういった支援金をいただきたいというところで、県医師会さんをはじめ、そういうお話はいただいているところなんです。

今回、国保連での総会等のタイミングというところもありましたので、今後ま

た国の方で、同様な経済対策が措置されましたら、今回のような手法がいいのかどうかも含めて県医師会、医療機関、国保連と相談させていただいて、進めさせていただければと考えております。

○田畑委員 わかりました。できるだけ早く、ここは要望しておきたいと思えます。

それと次ですが、十六ページの収入未済額ですけれども。看護職員の返還金収入未済が出ていますけど、主に生活困窮者より未納となっているということですが、借入れをされた方が生活困窮になっているという理解でよろしいんですか。

○是枝医師・看護人材課長 収入未済の方の今の状況ですけれども、主に貸与要件に該当しない県外の就職、あと、いろいろな施設で就職できなかった方、退職された方、いろいろ要因ございましたけれども、そういう方々に面談等行っているんですが、生活困窮に陥っているとか、体を壊して定職につけないとか、そういった状況で、なかなか返還に当たっていただけない方もいるところがございます。

○田畑委員 定職につけなくてとは、看護職をしていた方々がそうなんですか。

○是枝医師・看護人材課長 修学資金は学生時代に借りまして、そのあと卒業してから五年間、条件に該当すれば返還免除ということでもありますけど、その間にお体を壊されたりとか、転職したけれどもうまくいかなかったとか、それぞれ理由がございまして、返還に至らない方がいる等でございます。以上です。

○岩重議員 関連して、田畑委員がおっしゃった、十六ページの看護職員の部分ですけれども。退学された方や転職されてうまくいかなかった方ということですが、きちんと返せてないのももちろんそうなんですけれども、やはり今後看護職という人たちがその職を続けていくにあたって、何かしら今の人材が不足しているヒントがこちら辺に出てくるのかなと考えたときに、もちろんお金が回収できないから追いかけるのもそうなんですけれども、退職された理由だったり転職されてその後なぜ返せていないのかということを追いかけたことがあるのかなと思つて。

○是枝医師・看護人材課長 返済が免除になった方々は、自然と、職に就いているということがございますけれども。何らかの理由で貸与の返還要件に該当しな

くなつた方につきましては、その時点で報告をいただきます。毎年四月に現状報告をいただくことになっていきます。今働いているとか、一旦休職しているとか、産休に入っていますとか、返還猶予期間は毎年四月に報告をいただくことになっていますので、その報告が来なかった時点でその方に連絡をとりまして、どういう状況に今いるのかというところを面談させてもらっています。

その時に、例えば体を壊して入院して今働いていないとか、看護師を辞めたいというのをお話いただきまして、返還要件に該当した場合には、返還いただくという手続きに入っています。

続けられる可能性のある方につきましては、一旦、例えば、御結婚して、中断しているという方につきましては届け出制度がございまして、最初の届け出をいただければ、そのまま再就職につなげることもできますので、そういう対応もとっているところでございます。

○岩重議員 一年ごとということですが、転職を繰り返す方は大体一年未満で辞められる方も結構多いかと思うんです。なので、四月の時点でのということですが、例えば、事務的に煩雑かもしれないですが、就職したばかりのとき、三ヶ月後、半年後とかというようなことをされてみたらいいのかなとも思ったりしました。

いくつか質問があるので続けていきます。

審査説明資料の八ページ、死因究明等推進協議会が立ち上がっているということで、死因究明等推進基本法に基づいて立ち上げたものかと思いますが、この状況を教えてください。

○川寄保健医療福祉課長 死因究明等推進事業の現在の状況の御説明ということでお話させていただきたいと思いますが、国の方で死因究明等基本法ができておりまして、これの中で本県の状況に応じた死因救命等に関して、施策の検討であるとか、そういったものをするために関係機関と連携、協力をするために協議会を設置しております。その協議会の構成員としては、県医師会、県歯科医師会、鹿児島大学、鹿児島地方検察庁、第十管区海上保安本部、県警察本部と、本県になっております。

その中で、現在の法医学の状況の情報共有、一般的に、先般も新聞でも報道さ

れておりましたけれども、法医学に携わる医師の方が少ないとか、そういったところの情報共有で、どういった形で、今後どういった方法で法医学に進む方々を育成するかとか、情報共有を行っている状況でございます。

○岩重議員 第一回目が行われて、年に一回ぐらいずつ開催する予定ということですか。

○川寄保健医療福祉課長 委員おっしゃる通り、会議自体は年一回の開催となっております。

○岩重議員 わかりました。今後の死因究明や死亡数の減少に繋がることを期待します。

続きまして、五十ページのがん対策総合推進事業、HTLV-1の正しい知識ということですが、HTLV-1以外にも、何か啓発活動をされていらっしゃるのでしょうか。

○園田健康増進課長 がんの対策につきましては、HTLV-1以外にも、がんの予防に対しまして、胃がん、肺がんとか、そういうものをまず検診を進めましょうという体制と、あとはがんになられた方が速やかに医療にかかれるように、医療体制の整備など総合的に、がん対策に対して行っているところでございます。(後ほど訂正発言あり)

○岩重議員 がんについて、例えば死因の中で一番高いものが胃がんというのがあつたりするんですけども、主になんというか、その中の一例としてこの説明の中にHTLV-1を挙げたという認識でよろしいですね。

○久保感染症対策課長 委員おっしゃる通りでございます。

○岩重議員 この予算額について、がんは結構今増えているところなので、啓発活動がもっと推進されることを、これも期待します。

○園田健康増進課長 健康増進課で、四十一ページに記載のがん対策総合推進事業をさせていただいております。先ほど私が説明させていただいた事業はこちらに関して、予防、周知など行わせていただいているところでございます。失礼いたしました。

○岩重議員 四十一ページですか。わかりました。

あと、審査説明資料五十六ページ、さつき看護師の修学金の償還がなかなかと



これはどういった数字なんですか。

○田之上社会福祉課長 令和六年度で二千八百十三世帯、二千六百二十六人というのは、県内の生活保護は県の事務所と市町村の福祉事務所で事務を取り扱っているんですけど、ここに書かれているのは県の事務所で取り扱っている被保護世帯、被保護人員ということになります。

○小川委員 私の認識不足ですけども、県で取り扱っているものと、各市町村で取り扱うものすみ分けはどうなるんですか。

○田之上社会福祉課長 法律で、生活保護につきましては、各福祉事務所で取り扱いをするんですけども、福祉事務所が、市は市で福祉事務所を持つということになっていまして、県は町村の部分の管轄を担っているということになっていくんですけど、ただ、一部、町村から、福祉事務所を自分たちで運営したいというところにつきましては町村でも、県内では五つだったと思うんですけど、独自に自分たちで生活保護の事務を担っているということもあります。

県内全体というと、市町村で、自分たちで福祉事務所を持つてやっているところと、県の方で所管している生活保護の方たちと、全部合わせてということになるんですけど、この成果調書の中に記載させていただいているのは、県の事務所で取り扱わせていただいている人数を記載させていただいております。

○小川委員 独自でやっているところは、町村で言えばどこなんですか。初めて聞いて。

○田之上社会福祉課長 県内で、町村で福祉事務所を持っているのが、長島町と、屋久島町、南種子町、十島村、三島村、大和村、今現在、六つの町村が独自に福祉事務所を持っています。

あと、市はすべて自分たちで福祉事務所を持っていますので、それ以外の部分が県の所管ということになります。

○小川委員 わかりました。この六つ以外の町村を県が所管して二千八百十三世帯。六つ以外の町村、全部で何町村ですか。

○田之上社会福祉課長 町村の数が十八になりますので、それから六引いて、十二です。(後ほど「県で持っているのは十八町村分」と訂正発言あり)

○小川委員 十二町村分ということですね。これを担ってらっしゃるといこと

で、それから、生活保護を受けていらっしゃる方たち、鹿児島県は全部で二万人ぐらいなんですかね。

○田之上社会福祉課長 令和六年度の生活保護受給者数は、全部で二万二千八百九十九世帯、人数でいうと二万八千五百八十七人ということになります。

○小川委員 それにちなんで、四十一ページになるんですけども、生活困窮者自立支援事業のくらし・しごとサポートセンターにおいて、学習支援を行ったり、収入が減少し住居を失う恐れが生じている者に対して、有期で家賃相当額を支給したってありますけど、四件で二十九万二千八百円ということですか。

○田之上社会福祉課長 生活困窮者自立支援事業は、生活保護に至る前とか、生活保護とは別物になりますけれども、県では九か所のくらし・しごとサポートセンターに委託して事業を実施しているということになります。今お話があった、住宅を失う恐れがある者に対する支援ですが、四件で二十九万二千八百円とお聞きはしているんですけど、具体的にどこでということについては、今手元に資料がないんですけど、これは一時的に生活住居に困っている方に対して、緊急的に行うという事で、それぞれのくらしサポートだったり、生活困窮の委託先によって、やり方を統一してるわけではないんですけども、聞いている話でいうと、住居をくらしサポートで借りて対応してあげたりとか、または空き家を活用してというような形で、提供している話は聞いているところです。

○小川委員 くらし・しごとサポートセンターにおいて、お子さん達のことを支援しているのはいいことなんですけど、この、家賃が払えなくて、住むところがなくなくなるぞという人が、鹿児島県内でわずか四件。これは、来た声が四件なんですか。

○田之上社会福祉課長 令和六年度の四件はすべて、沖永良部務所で実施した事業と聞いているところです。県内では他には、照会した時点ではこの事業の該当はなかったと聞いているところです。

あと先ほど、福祉事務所が、十八マイナス六と言ったんですけど、二十四町村マイナス六なので、県で持っているのは十八町村分になります。訂正させていただきます。

○小川委員 わかりました、十八町村ということですね。

そして、今おっしゃってくださった四件というのは、沖永良部で、生活保護に入る前の暮らしの厳しい方たち四件にこういうサポートを行ったということですね。有期で家賃相当額を支給したと、有期とはどれぐらい。

**○田之上社会福祉課長** あくまでもこの事業につきましては恒久的なものではなくて、一時的に今住むところがないといったときに、暫定的に対応する部分になるものですから、有期がどれくらいという定めがあったかどうか今、手元にならなくても、長くではなくて一週間とか今日明日の、住むところ、雨風をしのごとくがないといったときに、活用するということで、そうでない場合はそれ以外の方法を検討して対応していくという形にはなると思います。

**○小川委員** 県内九か所に設置してあるくらサポの中の、沖永良部の状況を今御説明くださって、それは四件だと、有期というのは設定はされていないからということ。計算してみると、お一方、一世帯で七万円ぐらいですよ。それぐらいをサポートしましたよということなんです。余りにも少ないなと思っております。

**○田之上社会福祉課長** 有期というのは三か月以内という形になるみたいなんです。四件の形態が、今手元がないので、どういう形でしたのか確認しないといけないんですが、住宅を確保して提供してあげたりとか、方法はいろいろあるんですけども。緊急に必要な部分について、そういう対応をさせていただくというよ、必要最小限という形になっていっていると思います。

**○小川委員** この結果がどうしても解せなくてお尋ねをしているんですけど。これだけしか執行されていないというのは、県内に九か所もくらサポがあるわけですから、もう少し活性化していただきたいと思うんですけど。

**○田之上社会福祉課長** 生活困窮者自立支援事業につきましてはこの二十九万二千八百円だけではなく、全体事業として、委託事業ということで執行させていただいておりますので、審査説明資料の五十八ページの六番目にあるんですけども、全体の支出済み額で言いますと一億五百六十一万四千五百四十九円ということになっていまして、この中の住宅確保給付金の事業だけの支出が今、成果調書に出ている二十九万円という形になるものですから、生活困窮に対する事業全体としては、そういう形で委託費という形で執行させていただいているとこ

ろです。以上です。

**○小川委員** 全体予算を伺っているわけではなく、余りにも住む家がなくなるといふ方、四件の数が少ないというのと、一件あたりの額を単純に割り振っても少ないなということと、三か月以内と答弁くださいましたけど、家賃相当額を返していけないといけないのであれば、生活困窮者自立支援といつてもみんなが働けるわけではないので、なぜ生活保護にアドバイスをなさらないのか、この決算を見て、残念だなと。

**○田之上社会福祉課長** 生活困窮の制度が、生活保護に至る前の段階でどういうことが必要なのかというふうなことでまずは相談窓口がありまして、どういったサポートが必要なのかまず、相談を受けてから、その人に対する計画を作って、自立支援、生活困窮から脱却できるようにサポートしていくという位置付けになっております。なので、もともと住宅がなくて困っているという段階に至る前の段階から相談をいただいて、そうならないようにしつつ、それでも、住宅に困窮している事例があったときにはそういう形で対応は個別にしていくということで、住宅に困った時点ではなくてその前の段階から相談をいただいて個別に計画をそれぞれ立てていって支援していくと、最終的には生活保護にも至らないような形で、生活困窮から脱却していくという事業をやっているものから、住宅確保の事業を活用するに至らないようにやっていっているのも事実なので、件数的には少ないということでありましたけど、逆に言うと、こういうものに該当しないようにサポートしていきたいという形になっております。

**○小川委員** この質問ばかり、長くなりますからやめますけども、要望というよりも知っておいていただきたいんですけども、私たちがシエルトを長年やっていっているんですけども、この方たちは、本当は生活保護を受けられる、受けるべき方々だと思っております。ご存じですよ、皆さん。生活保護を受けられるべき人たちが受けられていないんですよ。日本は二割しか受けられていない。日本全体で二百万人ぐらいいませんか、捕捉率が二割ぐらいいませんか、日本は。だから、その犠牲者がこの決算に出ているんじゃないですか。ですので、ここ全体見なおしていかれないと、受けられるべき人が受けられていない。その下に、ダブルワーク、

トリプルワーク、そういった生活困窮者、ワーキングプアがいるんです。六人に一人が貧困なんですから。

ですので、この辺は、この決算を見て、嘆かわしいなと思いましたので、質問させていただきました。ですので、水際な作戦などをとっている場合ではなくて、この方たちはどんどん生活保護に入れてさしあげて欲しいなと思います。八割受けてないんですから。

○**田之上社会福祉課長** そういった方たちもいらつしやると思うんですけども、この生活困窮の事業ではまず先ほども申し上げましたけど、相談窓口のところに相談に来ていただいて、その状況を知って、いろいろどうサポートが必要か一緒に考えていく形の事業になっていくものですから、ぜひこのくらサポートの相談窓口を利用していただきたいと思います。

○**大久保委員** 審査説明資料の二十三ページ、国保特会について伺います。一般会計から百七億円繰り出されておりますが、特別会計の歳入を見ると、九%相当繰入の記載があります。これは、制度か何かで決まっているんでしょうか。

○**板東国民健康保険課長** 国保特会への繰出し事業ですけれど、委員おっしゃるとおり法律で決まっているものもあります。保険給付費に関する九%というものもありますし、あと低所得者の保険税軽減に関する法定の繰入れというものもございます。以上です。

○**大久保委員** わかりました。あと、市町村国保が実施する特定健診等に要する費用も入っております。この部分については、各市町村国保の判断の中で、特定健診のメニューとか、実施等々は決められていくものということでしょうか。

○**板東国民健康保険課長** 具体の健診の中身、最低基準というのもありますけれども、プラスアルファのアレンジ部分もあります。その中で、かかった費用に対してという形で出ています。

○**大久保委員** 県は、特定健診のメニューの有効活用については何か、指導的な役割はされてるんでしょうか。

○**板東国民健康保険課長** 御相談等がありましたら等、必要に応じて助言するということはあるかと思えます。

○**大久保委員** 各市町村が実施する特定健診等が、地域の皆さんの健康増進に繋

がるのを期待したいと思います。

続いての質問ですが、審査説明資料の四十一ページ、がん対策について伺います。

先ほど総合的な取り組みをされるということでのお話でした。

なかなか、がん自体、非常に重い病気、治療というのなかなか難しい病気の部分もあるとは思いますが、対策推進、医療体制整備、検診という中で、何か具体的に効果を目指したことはされているんでしょうか。数字的な目標を掲げて、効果を目指しているところがあるんでしょうか。

○**園田健康増進課長** 委員お尋ねのがん対策についてでございますが、県ががん対策推進計画を作らせていただきました。それぞれで目標を定めております。例えば健診の受診率を、今、五割ないぐらいですけれども、国に合わせて六十%に持っていくましようとか、そういう個別にいろいろ目標を立てさせていただきまして、それに基づきまして施策を進めさせていただいているところでございます。

○**大久保委員** がん対策の計画のお話がございました。その部分に関連する予算というの、このがん対策総合推進事業以外にも、付随的に活用されるものもあつて取り組んでいってらっしゃるんですかね。

○**園田健康増進課長** 四十一ページにありますがん対策総合推進事業、あと、感染症対策課でも、先ほどありましたけど、HTLV-1について同じ事業名で、目的を持って取り組ませていただいております。それと若年がん患者等支援事業も合わせまして、がん対策について総合的に取り組ませていただいているところでございます。

○**大久保委員** あとは医療体制整備について伺いたと思います。急性期の患者さんと違って、やはり時間的、地理的、距離的に負担がかからないように医療機関が整備されていくべきだと思いますけれども、治療に当たる医療機関の充実とかについては、努めていただいているんでしょうか。

○**園田健康増進課長** 診療に対する体制についてのお尋ねかと思えます。

がんに対しましては、がん診療連携拠点病院というものを置くことができることになっていきます。

まず県全体を見るのに鹿兒島大病院が、都道府県がん診療連携拠点病院とい

う指定を受けています。

それ以外で、地域がん診療連携拠点病院として鹿児島医療圏に鹿児島市立病院、鹿児島医療センター、いまきいれ総合病院を指定しております。あと、川薩保健医療圏に済生会川内病院を指定しているところです。

特定のがんに対する診療、治療をするというところで、相良病院が乳がんに対する実績が大きいので、そういうところを指定させていただいております。

あと、地域がん診療連携拠点病院ほどの実績はないところもありますけれども、各医療圏ごとに一つずつは国が病院を指定しておりますし、特に、県がん指定病院というものを別途定めておりまして、がん医療が行える体制整備は整えているところがございます。

○大久保委員 がん対策で健診もあるんですが、先ほどの国保の中で、市町村が行っている特定健診の中には、このがん対策の健診のメニューは入っているんでしょうか。

○板東国民健康保険課長 例えば、潜血便とかの便の検査、尿の検査、或いは血液の検査とか、そういうところでがんが疑われるところはあるんですが、がんの検診、がんの発見に特化したものではないと。

ただ、ご存じのとおり、検診とかで胃がんの発見に繋がるといようなことは、当然ながらあるというようなことです。

○大久保委員 国保特会の健診は、がんに特定したのではないということですね。わかりました。

がん対策総合推進事業で様々な施策が展開されて、治療の難しい、がんというものに対して向き合っていたいただいているところですけれども、さらなる対策推進、医療体制整備、研修等々が充実して日本人の死亡率ナンバーワンのがんの克服に向けて、しっかりした効果が出ることを期待申し上げます。

それと、四十九ページ、感染症医療対策事業について伺います。予算流用五十六万六千八百九十円、一方で不用額が二億二千三百万円ほどございます。この辺はどのように解釈したらよろしいのか伺います。

○久保感染症対策課長 当該事業の一つとして、コロナ禍の患者の入院医療費の公費負担を補助するものがございますけれども、コロナの五類移行前の法に基づ

く全額公費負担をするものと、五類移行後の経過措置として包括支援交付金で公費負担を支援するものがございます。

この五十六万六千八百九十円は、五類移行前の全額公費に係る部分にかかるものございまして、こちらについては、令和六年度の当初予算で予算を組んでお支払いしているものございまして、同額分につきまして不足が生じたものですか、他の事業から流用させていただいたものがございます。

一方で、不用額が二億二千万円ほど生じているわけですが、その中で、千六百万円ほどが、五類移行後のコロナの入院医療費の公費負担になるんですけども、それにつきましては、事業は令和五年度末までで完了しているけれども、医療機関からの請求、審査機関の審査に時間を要するところで、令和五年度予算を令和六年度に繰り越して使わせていただいたものございまして、実績が繰越しのときの見込みを下回ったものですから、結果として多額の不用が生じたものございまして、こちらにつきましては繰越事業であったものですから、補正で減額というのができませんで、そのまま不用に計上させていただいたところがございます。

○大久保委員 五十万六千円の意味が、二類から五類へと説明があつたんですけども、この不用額で余った部分は、これに充てられなかったのかなど。どこかで借りようとするのはどういふことなのかなど。

○久保感染症対策課長 五類移行前の分につきましては、充てる国庫の財源が異なっております。法に基づくものがございますので、負担金を充てるものがございます。予算も当初で組んでいるものがございます。

一方で、五類移行後の入院公費の負担につきましては、包括支援交付金というまた別の国の財源を用いております。それについては繰越財源、国庫の元が違ふものから、充てることができなかったということがございます。

○大久保委員 財源の性質に応じて厳格に運用されたということと理解をいたします。

○永井委員長 それではここで昼食等のため、暫時休憩いたします。再開は午後一時十五分といたします。

午後零時 四分休憩

午後一時十四分再開

○永井委員長 再開いたします。

○大久保委員 審査説明資料の八十四ページ、医療的ケア児等総合支援事業について伺います。

医療的ケア児等センターを設置していろいろな支援を行っていらっしゃると思うんですけども、このセンターの利用状況、或いはこれを利用された医療的ケア児等の家族の皆さん方の評判等々について伺いたいと思います。

○芹ヶ野障害福祉課長 医療的ケア児等支援センターにつきましては、令和五年度に開設いたしました後、令和六年度の相談支援実績といたしましては、約六百二十件の相談を受けております。

利用者からの声といたしましては、やはり、ライフステージが変わるときの御相談が多い状況でございます。例えば、退院して在宅に移行するとき、或いは、学校に入学、進学するときといったところで、御相談があります。御家族から御相談がある場合もあれば、病院のスタッフですとか、療育事業所等の関係機関からの御相談もありますけれども、いずれにしても様々なことが手探りで始まるころがございますので、一元的に相談を受けまして、様々な支援機関につないでいくというところで大変喜ばれているという声もいただいております。

○大久保委員 利用者の評判も上々ということでございます。看護協会に委託されていると思いますけれども、センターを訪問した際に、やはり人手不足等々を嘆いていらっしゃいました。

また、六百二十件の相談を、限られた人員の中で一生懸命されていると思います。良い評判ということで、さらに相談件数も増えてくるのが予想されています。また、さらなるセンターの充実を図られることを期待して、質問を終わります。

○藤崎委員 成果調書十八ページ、障害福祉課にお尋ねいたします。

障害者施設等工賃向上計画推進事業、予算が千二百四十万円、決算千二百四十万円ということ、これは良としておりますが、農福連携の部分で共同受注センターに委託し、委託事務をいろいろされているかと思えますが、その部分の成果についてお示しくください。

○芹ヶ野障害福祉課長 共同受注センターにつきましては、県内の様々な障害者支援施設の商品の取扱窓口として従事いただいております。

最近の業績といたしましては、令和六年度の年間売り上げが大体六千二百万円でございます。令和五年度の売り上げが五千万円でしたので、堅調に伸びてきていると理解しております。

○藤崎委員 農福連携の部分も委託業務があるかと思いますが、この委託事業があることによって、農福連携の、例えば事業者が増えたとか、取り扱いの農産物が増えたとか、何か具体的な事例として把握しているものがありますでしょうか。

○芹ヶ野障害福祉課長 農福連携につきましては現在、県内で約百八十か所ほどの事業所さんが取り組まれておりまして、近年の推移としては概ね横ばいといったところでございます。

農福連携の効果でございますけれども、例えば、年間二回開催しております農福連携マルシェの売り上げが、令和六年度は計七百七十万円、令和五年度の売り上げが六百三万円ということで、こちらも堅調に推移していると理解しております。

○藤崎委員 理解しました。続いて、生活衛生課にお尋ねいたします。

審査説明資料の九十一ページ、生活衛生指導助成事業、予算五千二百六十六万円、決算五千二百六十二万円ということで承知しておりますが、この中に、生活衛生営業指導センターへの助成が含まれているかと思いますが、金額と助成の成果についてお示しいただければと思います。

○迫田生活衛生課長 生活衛生営業指導センターへの補助についてでございます。

補助額につきましては、二千七百八十一万円となっております。

その効果でございますけれども、生活衛生営業指導センターへの補助につきましては、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律で、国と都道府県が支援するとなつていることに基つきまして補助を行っているところでございます。予算につきましては、生活衛生指導センターが行う事業につきまして、なかなか営業者の方からは厳しい状況と伺っておりますけれども、生活衛生営業

指導センターが総括して行う事業につきまして、県からも、しっかりと支援するということで、着実に支援に結びついていくとは考えております。

○藤崎委員　うちの党には、生活衛生調査会というものがありません。団体の皆様とも協働しながら予算確保にも努めておりまして、特に、コロナ禍におきまして、どういふふうにしたらコロナ禍でも営業できるか含めて、大変この生活衛生指導センターのお力を借りて、各組合も頑張られましたので、引き続きの御支援をお願いできればと思います。

同じく生活衛生課で九十一ページ、レジオネラ対策ですけども、他県におきましては年に一、二件、レジオネラに関する温泉の事故等々を報道等で拝見するわけですが、鹿児島県におきましては幸い、ここ数年見ないところでございますが、予算が二百二十万円、決算が百七十二万円ということで、少し予算が余っているようにございますが、一方で、成果調書の百四十二ページを見ますと、立入施設の数などが近年少しずつ減っているようにございますが、これは公衆浴場等が営業をやめたりするのも散見しておりますが、そういったのを含めて、予算に対して執行残が少し出たということでしょうか。

○迫田生活衛生課長　レジオネラ症防止対策事業についてでございますけれども、まず立入りの状況につきまして、令和六年度は令和四年度、五年度に比較して少ない状況でございます。

これにつきましては、令和四年度、五年度につきまして団体の開催がございまして重点的に監視するということがあったものですから、この二年につきましては多くなったということでございます。

○藤崎委員　理解いたしました。

あと一点、最近鹿児島市内のホテルでは、温泉の泉源があるわけではなく、温泉業者から温泉を買って、タンクローリーでホテルに運んで、浴槽にお湯を入れるような温泉もあるようですが、その場合だと、立入対象になるのかならないのか、教えてもらえませんか。

○迫田生活衛生課長　温泉法に基づく立入りの対象にはならないかと思うんですけども、例えば公衆浴場法、或いは旅館業法に基づく温泉といえますか入浴施設であれば、立ち入りの対象になります。

○藤崎委員　理解しました。続きまして、健康増進課にお尋ねいたします。成果調書の六十四ページでございます。

若年がん患者等支援事業、予算五百九十万円、決算五百八十一万円ということですが、こちらも執行残が少なく、それなりの成果が出たかと思えますが、その中に含まれる造血細胞移植後ワクチン再接種費用の助成、いわゆる骨髓移植をした後に、今まで打ってきた免疫類が全部なくなった人への、免疫をもう一回復帰するための一つ一つの予防接種を受けていく作業になるかと思えますが、令和四年度に制度ができてから、この決算書では三年目の成果になると思えますが、三十七市町村のうちの六市町で十名ということですが、住民に対してどのような支援策があったのか、また、支援の手続きの方法について教えてください。

○園田健康増進課長　造血細胞移植後ワクチンの再接種につきましては、県が二分の一、市町村が二分の一を補助しているところでございます。

実績のある六市町につきましては、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、垂水市、長島町、南大隅町で、鹿児島市が五名、それ以外のところはそれぞれ一名の方々に助成をさせていただきました。

市町村に申請していただきまして、県も上乗せしまして、助成させていただいているところでございます。

○藤崎委員　お一人当たりの助成額、大体総額でどれくらいかかって、どれだけが助成として付いて負担軽減になっているのかというのが、平均的な数字がわかりますでしょうか。

○園田健康増進課長　今、手元にございませんので後ほど説明させていただければと思います。

○藤崎委員　これで大分助かっている方もいらっしゃると思います。そもそも、骨髓移植が非常に大変な確率でしかドナーと一致しないと聞いておりますが、それでも十名というふうに聞きますと、やはりそれなりの一致があつて、毎年この十名程度の方が受けているということで、非常に役立っている政策ですので、予算は小さいですけども、引き続き取り組んでいただければと思います。

それから最後に、成果調書の四十四ページ、中国帰国者等援護事業ですが、予

算が百八十万円、決算が五十九万円と執行残が出ているようでございますが、こちらはやはり援護対象者が年々減っているからこのような結果になっているのか、その辺の事情をお示しください。

○田之上社会福祉課長 中国帰国者等援護事業でございますが、中国から帰ってきた方がいらっしやったときの、その時の支援の事業費ということで設定させていただいております。

最近新たな対象者が増えることはないものですから、執行残が続いているという状況になっております。

対象者の人数は、成果調書にも出ているんですけど三十人前後という形で、高齢化等でだんだん減ってきている状況にはあります。

○藤崎委員 最近ではこの援護事業で、日本に定着された方の息子さんとかお孫さんがYoutube等で配信をされて、役に立って定着して、我々孫世代になりますとこうやってユーチューバーもおりますみたいなものも拝見しておりますので、小さいながらも非常に役立っている事業なのかと自分自身も思っているところでございますが、引き続きの御支援をお願い申し上げます。

○小川委員 中国残留邦人のことで、関連しましてお尋ねします。

今、三十人前後になってらっしやって、高齢化が進んでいて、お子様やお孫さんも活躍をされているというお話を伺って安心したんですけども、施策の実施状況というところの引揚者安定化援護事務、支援・相談員が令和四年度は二人だったのに令和五年度、六年度と三人に増えているのはなぜなんですか。

○田之上社会福祉課長 一人、令和四年の六月から追加して委嘱をしているという状況にあります。一人が大島、離島を管轄して、一人が本土を管轄していたということで、本土の方が対象も多かったりしたものですから、そこを一人の方が見ていらっしやったんですけど、なかなか対応が難しいこともありまして二人に増やしたと聞いております。

○小川委員 あまりよくわからないんですけど、離島に一人いらっしやって、本土に二人いらっしやると理解したらいいんですか。

○田之上社会福祉課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○小川委員 三十人ぐらいに減っておられるととっても、もうほとんど鹿児島市

内とかにいらっしやいますよね、桜ヶ丘とか星ヶ峯とかそういったような。それで増やして大丈夫なのかと、どんどん減っていかれているのにと思ったんですけど。

○田之上社会福祉課長 対象者はそんなに多くはないというのは確かに事実なんですけれども、対象の方達がやはり日本語が不自由な、理解がなかなか難しい方たちも多いものですから、この支援員の皆様は中国語も当然しゃべれる方々です。そういう方が時間をかけていろいろ相談を、受けているというような状況もありまして、本土は二人体制になっているところがございます。

○小川委員 わかりました。日本語は大分皆さん上手になってらっしやいますよね。

で、支援をしてらっしやる、ボランティアでされている方とかもいらっしやる。先の戦禍に巻き込まれた方々なので、大切にさせていただきたくよろしくお願い致します。

○前野委員 成果説明書の三十九ページ、審査説明資料というところと五十七ページになりますけれども、民生委員・児童委員のことについてお聞かせください。支出額二億千五百二十万六千円という決算があるわけですけども。成果のところ、令和六年度の額の財源内訳を教えてください。

○田之上社会福祉課長 成果調書の三十九ページ、民生委員の活動費になります。全額、国の交付金という形で、一人当たり六万二百円の人数分という形になります。

○前野委員 交付税ではなくて、交付金ですか。

○田之上社会福祉課長 交付税ではなくて交付金です。(後ほど訂正発言あり)

○前野委員 交付金ですと、私は一般財源と見た記憶があるんですけど。国からの交付金だと、各年度の予算として歳入として、国の交付金として計上されるのではないかと思うんですが、そういうふうになっているんですか。

○田之上社会福祉課長 手元に資料がないので、後ほどまた回答させていただきます。

○前野委員 わかりました。一般的な事業で、国の助成を伴う事業でいきますと国庫補助金が幾ら、起債は幾らで、一般財源は幾らという分類がされるもんですから、この民生児童委員の関係の活動費はこのあたりがどうなっているのかなと思

つたものですか。

次に、少しお答えいただきましたけれども、活動費は六万二百円とおっしゃいましたか。これが、お一人の年間分ですかね。

○田之上社会福祉課長 六万二百円は一人当たり年間の金額ということになります。

○前野委員 私、鹿屋ですけれども、同期で市役所に入って定年退職した男性も女性も、役所OBはよく、町内会あたりから推薦されて、複数人が民生委員・児童委員を引き受けているんです。七十二歳ですから、まだあと三年はあるわけですが、この方々のお話を聞くに、非常に、民生委員・児童委員の業務内容の負担が大きくなってきているという話があるんですが。

決算ですから、県政一般になってしまおうといけないんですけれども、そういう課題が山積しているような気がするんです、県全体で。日本全国と言ってもいいかもしれません。

成果には、資質の向上が図れたであるとか、民生委員活動の推進が図られたとかいうことで通り一遍の成果が書いてあるんです。書いてあるんですけれども、私はこれでいいのかなと思うものですからね。

協議会あたりから、知事宛ての要請書も出されていると思うんですね。その中には、実に深刻な担い手不足ということもあると思うんです。民生委員・児童委員を取り巻く状況、これは県がどう把握しておられるのかな。

今年はずか改選期ですよ、三年任期の。そういうったような声が、次はまた、新たな新任の方々、再任の方々から出てくるわけですよ。そうしたときに、現場の自治体は、民生委員さんを探すのにも四苦八苦している。しかも、交代をしようにとする人がいるならばですが、「あなたが探してこい」なんです。探せないんだったら、あなたが続けなさい」なんです。現場は。

だからこのあたり、こういう問題をはらんでいるということ、私は、この通り一遍の成果で活字が二行書いてあるだけなんですけども。この裏に秘められた実態というんでしょうか。そういうったものをやはり、着実に県は把握する必要があります。あるんじゃないかと思うんですが。どのような認識を持っておられますか。

○田之上社会福祉課長 委員がおっしゃるように、今年三年に一回の十二月一

日が改選期になります。今、改選の手続きを進めているところでございます。

基本的に民生委員につきましては、市町村から推薦をいただいて、厚労省から委嘱するという形の手続きをとらせていただいているんですが、今委員がおっしゃったように、民生委員の業務、負担が非常に、重要性が増しているのが現状だと思っております。

民生委員・児童委員協議会の方からも、三月に要望が出されていまして、その中でも、委員がおっしゃるようになります、なり手不足等の課題に対応するため、活動のための環境づくり等の要望がなされているところでございます。

それを受けて、県としても、九州各県の部長会議があるんですけれども、その中で皆一体となって、国に要望をさせていただいているところで、要望の内容が、民生委員・児童委員が、地域住民と関係機関をつなぐ地域の要として、今後、負担感なく円滑に委員活動が行えるように、次のことを要望しますということ、一つ目に民生委員・児童委員の役割を明確にして、その活動内容、範囲についてガイドライン等を策定すること。二つ目に、地方交付税の単価を引き上げることということで、要望させていただいております。

認識としましては、県としても、非常に民生委員・児童委員は大事でありますし、業務の負担とか、欠員、今、改選の手続きをしますけれども、その欠員が生じないように、取組を強化していきたいと思っております。

○前野委員 民生委員制度ができて百年ですよ。途中から児童委員ということも加わっているんですが、この方々の役割、任務というのは生活困窮者のこと、或いは一人世帯の御老人のこととか、それに子供のことまで加わってきているんです。それは百年前の社会的な状況と今とは、私は大変変わっていると思うんですね。

つまり、児童福祉法もあるし老人福祉法もあるし、或いは介護保険とか児童福祉の関係もあるし。具体的に申し上げますと、学童の関係とか、保育園の関係とかあって、果たして民生委員さんがその子供たちの見守りとか、子供たちの親に代わって看るとか、そういうことまで必要なかなという気がするんです。

ですから、九州各県で、要望しておられるということなんですが、中身の、民生児童委員さんのなり手がないと、全国的にそういう問題があると思うんですね。

そのあたりもやはり国に対して要望すべきだと思うんですね。

これは私は希望ですから、そういうふうにしていただくようお願いしておきたい。

六万円という金額が、これが、地方の方々には車なんです。車で移動していくということになってくると。公共交通が発達したところだと電車とかバスとかあるんですけども、私どもの鹿屋だけでいいですよ、民生委員さんが関わる方というのは一軒一軒件が離れて遠いわけです。自分の車で、或いはバイクで回らないといけない。その間の事故に遭ったりとかいうのは、果たしてどうなのかと、特別国家公務員ということになってますけど。

その辺りも、非常にこの制度は、制度疲労とまでは言いませんけれども、昔の、百前の状況からでき上がってきた民生員制度ということですから。

○永井委員長 なるべく県政一般にならないようにお願いします。

○前野委員 県政一般とかぶりますが、ここをしゃべらないと。

ですから六万円という話も私はどうかなという気がします。聞くところによると、自治体で、この決まった金額にプラスアルファしてお支払いしているという自治体もあるやに聞いてるんです。聞きたいのは、鹿児島県内で、この六万二百円にプラスアルファして払っている自治体があるのかないのか、そこを教えてください。

○田之上社会福祉課長 委員のおっしゃるように、市町村で加算をしているという状況は県としても聞いてはいるんですけども、改めて、民生委員の業務が非常に多くなっている、対象が広く広がっているというようなこと等含めまして、市町村の加算の状況については改めて調査したいと考えております。というのが、その加算について、また新たな役目、役割というか、そういうものまで含めてあるのかどうかも含めて、調査をさせていただきたいと思っております。

あと、国への要望も今やってはいるんですけども、実際にどういったものが本当に必要なかは、民生委員・児童委員協議会といろいろ意見交換をしながら、今後のことについては対応していきたいと考えています。

○前野委員 やはりプラスアルファしないと。なり手が無いということも、現実問題としてあるようですから、その辺りは調査もされるといふことですからしっ

かり調査していただきたいと。

最後ですけれども、令和六年度、三千六百六十三人ということになっているんですが、これは欠員があつたんですか、なかったんですか。

○田之上社会福祉課長 この三千六百六十三人は定数になっているんですけども、鹿児島市以外の部分になります。これについては今も、欠員は生じているところでございます。

○前野委員 何人ですか、足りないのは。

○田之上社会福祉課長 令和七年九月一日現在で、三千六百六十三人の定数に対して三千七十二人という形で、欠員は九十一人の状態になっています。

○前野委員 これが定員通りいくことはほとんどないと思うんですね。ですから、私が申し上げたような問題があるんだということもぜひ認識いただいて、しかるべき国への要望とかいったものについても努力いただきますようお願いしておきたいと思えます。

○園田健康増進課長 先ほど藤崎委員からのお尋ねの、造血細胞移植ワクチンの費用でございますが、お一人お一人複数回打たれる、いろいろな種類を打たれる方がいらっしやいます。例えば、安い方だと、六千六百円の負担を県と市で助成させていただいた方もいらっしやれば、高い方だと十一万円ぐらいの費用を県と市で助成させていただいたという状況でございます。

○柳 委員 審査説明資料十七ページ、看護職員確保対策事業が計上されているんですけども。不用額も生じているようにございますが、これは補助金等の執行残ということですが、県内のどこの医療機関でも看護師さん不足が非常に深刻な状況であると思っております。

鹿児島市立病院あたりも求人のところは看護士さん五十名、六十名とか、募集がかげられたりしているような現状がありますよね。

そういう中で、県も事業をずっと行ってきておられるわけですけども、ナーサセンター事業もあるわけですけども。この中、ナーサバンク事業でも、令和六年度が、求職者数が五千七百二十五人、求人数が一万百三十二人に対して、再就業者が四百三十一人とあるんですね。なかなか就職したくても、勤務時間が長かったり、子育てをしながら夜勤が無理だということもあつたり、様々な理由

で踏ん切りがつかないという方々が多いのかなと、この数字を見て思うわけですが、このナースセンター事業を通して、令和六年度においてこれだけの再就職できた方もいらっしゃるわけですが、この事業の効果を県としてどういうふうに捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○是枝医師・看護人材課長 ナースセンター事業の効果というお尋ねだったかと思えます。

県では、看護人材確保計画を定めまして、その中にナースセンターの再就業者数を目標に定めております。その中で今、委員から御指摘がございましたけれども、三百四名という目標に對しまして、実績では、昨年度で四百三十一名ということで、目標は達成している状況であるんですが、まだ看護師の求人倍率が二倍近いという状況もありますし、総数では、昨年度から減少傾向に転じているという現状もございまして、この数字に甘んずることなく引き続き頑張りたいと思っております。

○柳 委員 そういう厳しい状況の中で、十七ページのこの三つ下に、看護補助者処遇改善事業もやっておりますよね。看護補助者の賃金改善に係る費用の助成に要した経費ということで挙がっているわけですが、ここもほぼ一〇〇％執行していらつしやいますけれども、現場とにかく看護師さんがいないと、その補助的な業務を担ってくださる方がいないと本当に立ち行かない状況がますます今後増えてくるのかなとも思うんですけれども。

この処遇改善が、令和六年度においてどれぐらいの賃金改善に繋がったのかということをお伺いしたいと思います。

○是枝医師・看護人材課長 看護補助者の処遇改善事業の実績というお尋ねかと思えます。今回この事業につきましては、国庫を使いまして単年度事業でございましたけれども、事業の中身としては、看護補助者の方の賃上げを目的としまして、令和六年の二月から五月までの四か月間、毎月六千円の賃上げということで補助をしたところでございます。

この中で、一人当たり六千円の賃上げですけど四か月ということで、二万四千円ほどの賃上げ効果があったところでございます。五月までの補助事業でございましたけれども、六月からは診療報酬改定によりまして、ベースアップ評価料が

加算できることになりましたので、この補助事業につきましてはそれまでのつなぎということで実施おりましたので、現在は、ベースアップ評価料により改善が行われているところと思っております。

○柳 委員 補助的などというところで、年々いいますと二万四千円の改善を図れるということ、本当にわずかながらでもこの方々にとっては非常に大きな金額ではないかと思うんですね。この事業を通して、またさらに診療報酬改定によって、こういう方々の処遇が図られていくように本当に要望したいと思えます。

この補助者ですけども、ここに携わってくださる外国人の方々はどうな状況だったんでしょうか。

○是枝医師・看護人材課長 医療機関での看護補助の事業でありますので、外国人の数は把握してないところでございます。看護師につきましては、外国人は今のところ県内にいないところでございますが、こちらについてはそこまで把握できていないところでございます。

○柳 委員 鹿児島県内にも外国の方々が増えてきておられて、なかなか手が足りない各地で、いろいろな業種に携わっていると思うんですけども、こういう医療機関で、看護士さんの補助的などというところで働いてくださる外国人の方もたくさんいらつしやるんじゃないかなと思うんですね。育成をしてくださることによって、言葉の壁は、もう最大にハードルが高いわけですが、一生懸命勉強していらつしやる方もたくさんおりますので、そういう方々がこういった仕事にまずは就いていただいて、さらにステップアップを図っていくというふうなことで、県の支援をぜひ図っていただきたいと思えます。

それから、先だって、産科医協会の方々との意見交換をさせてもらったんですけども、医師の偏在はずっと言われているんですけども、特にもう産科医の高齢化が非常に進んでいるんだというのを改めて認識したんですけども、県が様々な確保事業はやってくださっているんですけども、県外からの産科医を呼びかけて鹿児島で働いていただくとか、そういう取組はどこを見ればわかるんですね。

○是枝医師・看護人材課長 成果調書で見ますと、産科医につきましては、百一ページにございます。緊急医師確保対策事業、こちらの(二)の修学資金の中の

(イ)に特定診療科枠がございます。

こちらは、産科医・小児科医を対象としまして修学金を支給している事業でございます。こちらは県外というよりは県内外問わず、医学部の学生で、将来産科医を目指したいという方を対象に貸し付けまして、将来、鹿児島県の地域中核医療機関で働いていただくことを想定している修学金でございます。

そのほかございます事業としましては、次の百二ページ、下の方に、キというところで専門医養成支援事業がございますが、専門医として産科医を目指す方々を対象に、研修費を支給したりとか、そういうところで確保しているところがございますが、県外からの医師招へいに特化したところではやっていないところがございます。

逆に、県外からは、診療科問わず募集しているところがございます。

**○柳 委員** なかなか、このままいくと産科医がいなくなるという現状がありますよね。この間も、県内の地域の偏在というところを見させてもらったんですけども、改めて、後継者がいない、平均年齢も七十歳を過ぎていくとか、そういういろいろな現状を示していただいたんですが、本当に鹿児島県内の診療所が閉院するしかないということ、一番はやはりこの周産期医療の件だったんですけども。

残念なことに、いまきいれ総合病院も周産期医療ができなくなつたということ、非常に危機的状況を感じているところですので、学生さん、こういう事業を通して将来産科医になっていただければいいんですけども、鹿児島市内への偏在も想定されますので、やはり何らかの手だてを打っていかないと、安心して出産もできない。里帰り出産してもする意味がないよねと、今は親が子供のところに出て行ってお産を手伝うという時代になっていますので、そういったところでも、ドクターバンクの運営事業等もあるんですけども、厳しい現状があるというところで、引き続き皆様の知恵を絞っていただいて医師を確保、偏在をなくしていただくようお願いしたいと思います。

もう一点、審査説明資料五十八ページ、先ほども少し触れましたが、外国人介護人材確保事業もありますが、これも不用額が約五百万円近くあるわけですから、補助金等の執行残と示されていますが、介護施設における外国人の介護人

材の確保、受け入れ定着、この事業によって、どれぐらいの外国人の方が、介護現場で働けるようになったのか。細かい数字は無理だと思うので、大体これぐらいの方が、希望していた方が働けるようになったということでも構いませんので、教えていただきたいと思います。

**○牧之内外国人介護人材担当参事** 令和六年度におきまして、特定技能外国人と介護施設とのマッチング支援事業をさせていただきます。それにつきましては、成果調査九十一ページ(五)、外国人介護人材確保事業(二) 施策の実施状況がございます。

才におきまして、令和六年度は、特定技能外国人四十人と十四法人のマッチングが成立しておりますので、今後、四十人の方々が鹿児島県内の施設において就労していただくということになっております。

**○柳 委員** まずはどここの介護事業所も、介護従事者が非常に足りないと、本当に人手が足りないということ、虐待が起きたりということが事件としてあるわけですけれども、こういう方々がスキルアップを図っていただければ、もっとマッチングの数も増えていくのかなと思っておりますので、ぜひ後押しをよろしくお願いしたいと思います。

最後にもう一点、先ほども大久保委員から少し出たんですが、審査説明資料八十四ページの医療的ケア児の児童相談所の面談のこととかお話を伺ったわけですけれども。お話を伺った後も、今年の六月に面談の申請をしたんですけども、やっとな十一月に面談ができるということでした。やはりそれだけかかっているんですよ。二、三か月というお話もありましたけれども、そういうケースもあるのかなと思ったりしたんですけども、やはり何人かに聞いた結果、面談までそれだけの時間を要していると。

また、面談を受けてからの対応は非常に難しいところもあるかと思うんですけども、不用額も百万円余りあるわけですけれども、もっと支援がスピーディーにできないものかなとか思ったりするわけですけれども、令和六年度における事業の実績等について少し御説明いただければと思います。

**○芹ヶ野障害福祉課長** 医療的ケア児への支援につきましては、令和五年度に開

設いたしました医療的ケア児等支援センターを中心に、現在様々な取組を推進しております。

そういった中で、やはり身近な地域で、医療的ケア時及びその御家族が適切な支援を受けることが大切だと考えておりました。医療的ケア児等コーディネーターを、研修することで育成を図っておりまして、現在三百名弱、育成しておりますが、そういったコーディネーターが今後ますます力を発揮するために、フォローアップ研修にも昨年度から力を入れておりました。昨年度は六十八名の方が受講しておりますけれども、こういった人材をきちんと育成することで医療的ケア児がなるべく身近なところで、スピーディーに支援を受けられるように努めて参りたいと考えております。

○柳 委員 令和六年度の、医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成したというところで百三十六人とあります。その下には、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを養成した、五十七人という数字があるんですけども、県においては支援センターも開所していただいているんですけど、体制も最初の二名体制から一人増えて三名体制で行ってくださいんですけども、医療従事者の方々ですよね。

一方では専門的な医療の知識等も必要なわけで、当然なんですけれども、ある一方では福祉の部分、もう少し力を入れて欲しいという要望もありますので、医療プラス福祉の部分に力を入れていただくような体制を図っていただきたいなと思うんですけれども。

このコーディネーターの方々が、各地方で活躍していただかないといけないと思うんですけれども、このコーディネーターの方々は県内全域でと考えていいのか、或いは鹿児島市に集中してしまうものなのか、人数はどうだったんでしょう。

○芹ヶ野障害福祉課長 医療的ケア児等コーディネーターにつきましては、県内全市町村への配置を目指して今取り組んでおりますが、現状二十七市町村への配置になっております。

未設置の市町村につきまして、設置が推進できるように、引き続きこの研修を開催してまいりたいと考えております。

○柳 委員 二十七市町村に配置しているということですので、県内全域に配置

をしていただかないと、なかなか面談までも相変わらず半年以上かかるというようなことになっていくかと思っておりますので、ぜひその辺、次年度に向けてスピーディーな対応をお願いしたいと思います。

○田之上社会福祉課長 先ほど民生委員の予算の件についてお尋ねがありました。国からの民生委員の活動費について、地方交付税で措置されております。

なので、県の予算上は一般財源で計上していますが、県からは、各市町村の民生委員・児童委員協議会に交付金として交付している状況です。訂正させていただきます。

○小川委員 一点、審査説明資料九十ページの食品安全推進対策事業ですけども、四十四万円ほどの予算で、六十・二%の執行率はすごく少ないなと。二十六万円ぐらいしか使わずに、このパンフレットとかは何部作られたんですか。

○平田食品衛生専門監 パンフレットは一万部作成しております。

○小川委員 一万部作られて、どのようなところに配布なさったのか教えてください。

○平田食品衛生専門監 食品営業施設には、食品衛生責任者という資格を持った方を置かないといけないんですけれども、その方たちを養成する講習会とか、監視指導で店舗を回りますので、そのときに各店舗に配布したり、そのほか各種講習会等で配布しております。

○小川委員 そのような講習会であったり、食品衛生責任者の人にお会いしてこのパンフを渡しになったりする、旅費とかもいろいろかかりますよね。そういったものも含めてこの予算なんですか。

○平田食品衛生専門監 食品安全推進対策事業と、その下の二つ、食品衛生指導取締事業、乳肉水産食品衛生対策事業の三つの事業が合わさって食品衛生全体の対策になっているんですけれども、この一番上の食品安全対策につきましては主に表示に関する指導で、農政部のブランド戦略室と連携している事業になっております。

下の二つの食品衛生と乳肉に、食品の監視の旅費などが主に含まれているところであります。

○小川委員 この中で不良件数が七件ぐらい出てますけど、これは改善のため発

表されたりいろいろされてらっしゃるんですか。

○平田食品衛生専門監 成果調書の百三十九ページの数字、こちらに關しましては、保健所がサンプリングをしまして検査した部分になりまして、その場でいろいろな改善指導などをさせていただいておりまして、公表とかは特に。この数字だけの公表になっております。

○小川委員 監視体制も大変かと思えますけども、今は結構、輸入農産物も中国とかアメリカとかいろいろ入ってきておりますし、自給率も低いので、この辺は本当に皆さんの安心安全のために、徹底監視をしていただきたいと要望しておきます。よろしくお願ひします。

○平田食品衛生専門監 承ります。

○田畑委員 審査説明資料八十二ページの、障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業と、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業とあるんですけど。

執行率がゼロ%、執行期間が不足したことによると。これは何月の補正だったんですか。そして、どのような事務手続きをして、いつぐらいを目途に支払われるんでしょうか。

○芹ヶ野障害福祉課長 これらの事業につきましては、昨年度三月補正で組みまして、これを翌年度に繰り越しまして本年八月下旬に概ね支払いを終えております。

○田畑委員 わかりました。

もう一点、八十三ページの災害派遣精神医療チーム体制整備事業、十七%しか執行率がないんですね。予算の半分も使われていない。災害がなかったから、DPAT、こういったものを使わなかったのか、整備に要したと書いてあるんですけど、逆に災害がないときに整備など全部そろえた方がいいと思うんですけど、必要なものは。これだけ不用額が多いのであれば。この辺の説明をしていただきたいです。

○塩屋精神保健福祉対策監 まず不用額についてでございます。この金額については、令和六年一月一日に発生いたしました能登半島地震に係るDPATチーム派遣費用について、三月補正を組みまして、翌年、令和六年度に支払いを行うという事で繰越した分でございます。

実際は、三チーム派遣したという実績で、そのあとの派遣が必要なかったという事で、不用額が生じているところがございます。

あと、平時の対策ということでございますけれども、県のDPATの養成研修を独自で実施したり、日本DPATといまして、全国の災害があったときにも派遣ができるような国の研修とか、訓練を受けた隊員の養成も行っているところがございます。

○田畑委員 よくわかりました。整備する資機材とかそういったものは全然要らないということですか。そういうものもやはり必要なのか。それであれば、今のうちにしっかりと準備したほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

○塩屋精神保健福祉対策監 当然、活動するには例えば衛星電話とか、パソコン、そういった資機材も必要になってまいりますので、そちらについては計画的に購入などしているところがございます。

○迫田生活衛生課長 先ほど藤崎委員から御質問がございました、タンクローリー等で温泉を運んだ場合の監視の対象ということでございましたけれども、温泉法ではなく公衆浴場法や旅館業法と申し上げたんですけれども、温泉法上でも公衆で利用するという事で、許可の対象でもありますので、温泉法上でも立入ること、確認はできるということで、訂正させていただきます。

○元山委員 三点伺います。審査説明資料十五ページ、成果調書百四ページ、医師確保のところですけども、まず歳入から、医師派遣一人当たりの医療機関の負担金額をお示しいただきたいのと、調書によると派遣人数二十三人となっておりますけど、初期、実務、専門研修の十一人も含まれるのか、配置なのか派遣なのか伺います。

そして、審査説明資料最後のところ、市町村の負担額もあります、派遣受入れの市町村数と、医師派遣一人当たりの負担金額。

続きまして、審査説明資料十七ページの歳出のところは、自治医科大学の運営事業費が、一億三千二百六十万円なんですけど、これは全都道府県同額であるのか、例えば派遣受入れによって変動するのか、そこがわかれば伺います。

○是枝医師・看護人材課長 まず歳入から御説明いたします。七の分担金ですけども、こちらは派遣先の医療機関から一人当たり九十万円を

負担していただいているところでございます。

現在の派遣医師数が、調書の百三ページに計上しております地域枠医師の合計百七十五名とありますが、このうちの、離島へき地と地域中核医療機関の九十人と、その下にあります特定診療科医師の一人、こちらの方が対象になっています。

それから、市町村の負担という御質問がございました。こちらは、自治医科大学卒の医師の派遣を伴うものでございまして、自治医科大学卒の医師は卒業しますと、その後、県職員として採用されて配置することになります。給与は県から支給するんですが、その財源として、派遣先の市町村、もしくは日赤病院から負担をいただいているところでございます。

○元山委員 初期研修、実務研修、専門研修の医師はカウントされないんですね、わかりました。市町村の負担額が分かれば、市町村が医師を受入れるに当たって一人当たりどのぐらいコストがかかるかが知りたくて。

○是枝医師・看護人材課長 医師を派遣する年数とか勤務体制によって負担していたら、金額は様々なんですけども、基本給の部分は県で支給いたしますので、残りの超勤とか日当分は市町村にプラスで負担していただいているところになります。

金額は、具体的に一人幾らかというのは手元にはないものですから、お答えする時間がいただければ、また後ほど程お持ちしたいと思えます。

○元山委員 歳入のところ、市町村負担額についてで計上されていますよ。

○是枝医師・看護人材課長 これが、自治医大卒医師一人を、例えば瀬戸内の診療所に派遣したという場合に、基本給と調整手当と、超勤とか、いろいろ支払われるんですけど、日当とか、宿直とかですね、財源を市町村に負担していただいているところがあります。

なので、派遣する市町村によってはその金額が変わったりすることもございますので、一人当たり幾らかということではございまして、お一人お一人、また。

○元山委員 聞きたい趣旨は、市町村が医師を受入れるに当たってどのぐらいのコストか知りたいので、平均で構いません。

○是枝医師・看護人材課長 年収にしまして大体千二百万円とか、そのぐらいの負担の先生もいらっしやいます。

自治医科大学の都道府県の負担金でございます、こちらは全国統一になっておりまして、成果調査の百四ページ一番上の(二)自治医科大学運営事業、ここに大学負担としまして、一億三千二百万円計上しています。

そのうち全国一律分が一億二千七百万円でございます、そのほか、学生三人目以降は加算が課せられることになってまして、本県の場合三人目以降という学生がおりますのでその部分を加算しているところです。

○田之上委員 審査説明資料六十六ページ、すこやか長寿社会運動推進事業、今年も千人以上の方々が百歳を迎えられたと思います、お尋ねしたいのは、国から、或いは県からどのようなことがされたのか。最高齢の方にどのようなお祝いの品を持っていかけたのか、お尋ねします。

○永江高齢者生き生き推進課長 委員お尋ねのございました、百歳以上の方に對する記念品等の贈呈につきましては、国から内閣総理大臣の祝状と銀杯が各県に配布されます。それを県から各市町村にお配りしまして、百歳の方々にお配りしているところでございます。

県では、最高齢者の男女それぞれお一人のところに、知事がお伺いさせていただきますまして、知事からの祝状と記念品を贈呈させていただいておりますけれども、これにつきましてはカタログを提示しまして、その中から、最高齢の方が何が必要なのか御希望を聞いて、その品をお配りしております、金額的には余り高額なものにはなっておりません。

○田之上委員 百歳以上の方に、県からの祝い金はないということではないですね。

○永江高齢者生き生き推進課長 県では、この事業でやっている部分でいきますと、高齢者の生きがいづくりでスポーツ大会とか、文化作品展とか、そういった部分の支援は行っておりますけれども、直接的にお祝い金として配っているものはございません。

各市町村で、それぞれ、年齢に応じてですけども、八十歳以上とか七十五歳以上とか、それに応じて、高いところは結構な金額のお祝い金を出しているところではございますけれども、県からは、お祝い金として支給は一切していません。

○田之上委員 九月の敬老の日でありましたが、東京の小池知事が、百年後の東京はどうなるかというのをAIに打たせましたら、人間は百二十歳にならないと死ねない時代が来ると。このような話をお聞きいたしました。決して夢ではないんだろうなと思います。

人生百年時代、いろいろ言われてきましたが、今や我が県でも、二千何名の方が百歳。

私がちょうど県議会へ当選をして、昭和六十三年でありました。沖縄県を例にしながら、我が鹿児島県は沖縄県に比べて百歳以上の方が非常に少ないと、行政として、長生きできる鹿児島県を作つて欲しいというようなことを昭和六十三年の本会議場の中で、鎌田知事でありましたが、いたしました。その当手を振り返りますと、百三十五名ぐらいだったと思うんです。

それが、今やもう二千人を超えている我が県であります。とすると、やはり健康の増進のために、いろいろと施策を打つておられると思いますが、百歳以上の方が、今後、我が鹿児島県は増えていくのかどうか、分かっていたら教えてください。

○永江高齢者生き生き推進課長 推計値で百歳以上は出ておりません。ただ、八十五歳以上人口の部分で、二千四十五年にピークを迎える形にはなっております。百歳以上の人口につきましても、人口十万人当たりでいきますと、鹿児島県は今年度全国第四位、昨年度が全国第三位という形で、年々、百歳以上の方の数は増えてきておりますので、御長寿の方が増えてきていただけるのは、ありがたいことなのではと思っております。

○田之上委員 一つ要望いたしますが、最高齢の方に、本人に聞いてという答弁を弁いただきましたが、やはり百歳以上の方に、できるならば何か施策はできないのかなと個人的には思いますので、来年度の当初予算の中で、百歳以上の方、課長から、増えていかれるだろうという答弁でありますので、百歳以上の方に何かお祝いという形でできないのか、当初予算の中でぜひ議論をしていただきたいとお願いをいたしまして終わります。

○いぬぶし委員 審査説明資料六十ページ、一番下の段、能登豪雨災害に予備費の流用三十万円、災害見舞金ということで計上しておりますけれども、この支出

に何か基準があるのかどうかと、例えば全国的な組織体の意思決定によって支出したのか、その辺の経緯が分らないので教えていただきたいと思ひます。

○田之上社会福祉課長 災害救助費の三十万円の災害見舞い金の件でございますが、県では、規程だったと思うんですが、災害見舞金を支出するというものがあつたものですから、それに基づいて支出を行った、予備費を充当したというところでございます。(後ほど訂正発言あり)

○いぬぶし委員 規則か何か基準があるという答弁でしたので、資料をいただければと思うんですけれども、その根拠となるものをですね。

○田之上社会福祉課長 今手元にないので、後日提供させていただきます。

○しらいし委員 成果調書百四十二ページの水道施設の立入検査に関わる件で、令和四年度五十二件、令和五年度四十八件、令和六年度二十六件と、年度ではばつきもある中で、どのような施設、私の理解でいくと多分十立方メートルの受水槽のあるところに入つてらっしゃるのかなと思うんですが、そういうことであればその数も教えていただければ。

○迫田生活衛生課長 水道水質管理事業の中の施設への立入りの件だと思ひます。立入り二十六件のうち、上水道につきましては十四件、簡易水道につきまして五件、簡易専用水道につきまして七件の内訳になります。

○しらいし委員 上水道は、検査は市町村に入るんですか。

○迫田生活衛生課長 生活衛生課及び保健所の方で、市町村の上水道事業に入るということですか。

○しらいし委員 検査は計画されて入るのか、無作為に入られるのか、どういった感じで計画されているのでしょうか。

○迫田生活衛生課長 これまでの立入りの実績を見ながら、あと給水人口を見ながら、満遍なくといひますか、限界はありますけれども、件数につきましては計画的に立ち入っている状況でございます。

○しらいし委員 わかりました。あとその下の、生活基盤施設耐震化等交付金事業について、十六か所で補助金が交付されているということ、その下に水道事業の統合が促進されたとなつていひるんですけれども、これは浄水場等と同じような地域の中で一緒に耐震化整備されたという理解でいいのか教えていただけ

ば。

○**迫田生活衛生課長** 場所によって、小さな簡易水道とかがございます。そういったところを統合して、一つの浄水場を整備するといった事業がございますので、そういう形になります。

○**しらいし委員** 令和五年度に、国の交付金補助率が離島において四分の一、三分の一が二分の一に上がって、これが適用されるか分からないんですけども、この十六か所のうち、離島と本土の割合はどうなっているんでしょうか。

○**迫田生活衛生課長** 十六か所のうち八事業が離島になります。

○**しらいし委員** 割合も二分の一に上がったという適用の事業でよろしいですか。

○**迫田生活衛生課長** 離島での実施につきまして、二分の一の部分も含まれております。

○**森 委員** 審査説明資料四十八ページ、歳入説明ですけども、一番下の諸収入、新型コロナウイルス感染症患者の医療費公費負担の過誤請求に伴う返還等、これはどういう返還なのか御説明願います。

○**久保感染症対策課長** 新型コロナウイルス感染症患者の公費負担というところで入院医療費、往診等医療費、五類移行後は薬剤費の医療費等の公費負担をしているところですけども、医療機関から審査機関に過分に請求があった後、審査機関の調査等によって過誤が生じた分について、返還がなされたものになります。月まとめで来るものから、具体の件数までは承知していませんところですけども、内容としてはそういったものになります。

○**森 委員** その前年度には、コロナウイルス感染症対策、入院病床確保の事業で返還が六千万円ぐらいあって、今回こういった過誤請求等で新型コロナウイルス感染症関連では四百五十八万のお金が戻ってきたりということがあるんですけど、コロナは煩雑なことがあって、こういう戻ってくるものも今まであったんですが、今は完全に落ち着いたのか、まだこういったものがあって事務処理とか皆さん陰でいろいろされているのか、そのあたりを簡単に教えていただけないでしょうか。

○**久保感染症対策課長** 事業のその後の事務処理につきましては、公費負担とい

うところで、五類移行前の入院医療費であったり法に基づくものにつきましては診療報酬と同じ五年間の請求権がございますので、件数としては減ってきておりますけれども、事務処理としては少し残っていくと考えます。

あと、いろいろ補助金を出した関係で、消費税の絡みで仕入れ控除の返還とか、そういったところは残っているとございまして、徐々に減ってきていると考えております。

○**森 委員** 五年間、まだいろいろなことが出てくるかと思いますが、こういったものがなくなると、正常につきりした形でできればと思うんですが、やはりどうしても必要な方、忘れていらっしゃる方、いろいろなケースがあり五年間はやっていかないとけないということだったので、受け取るべき方がきちんと受けとれるように、県に戻ってくるものはしっかりと、という細かいものが毎年出てくるのかもしれないんですけども、しっかりとやっていただければと要望して終わります。

○**田之上社会福祉課長** 先ほど災害見舞い金の件で、規則ということで根拠をお話したんですけど、訂正させていただきます。過去の、他県の災害のときに鹿児島県で災害見舞金を出した状況を参考に、今回三十万円という形で決めたということでございます。

○**いぬぶし委員** 過去の事例を参考にということですけども、すごく分かりにくくて、例えば災害の規模だったり、被災の状況とか、いろいろあると思うんですね。令和六年一月一日に能登半島地震が起きましたよね、その時にも見舞金を送っているのかどうか分かりませんが、見舞い金を出す基準というか、あと金額も過去の事例をといて、ということでしょうけれども、そこはある一定程度の基準を作った方が、多分出す方ももちろん、やりやすいような気がしますし、我々審査する方も、わかりやすいような気がします。

○**田之上社会福祉課長** 説明が分かりにくくて申しわけないです。過去の他県の災害の事例を参考に、被害の状況でありますと死者が十人以上でありますとか、そういった過去のものを参考に、ある程度の基準を設けた上で、実際、令和二年に宮城県に同じ三十万円、千葉県に三十万円だったり、そういう過去の事例を参考に決めさせていただいたと。

先ほどお話があった石川県の能登半島地震のとき、そのときにも見舞金は出さ

せていただけてまして、その時の額は二百万円させていただいたんですが、今回計上させていただいたものが、能登豪雨災害だったものですから、同程度の災害と比較して、金額を決めたということでございます。

○いぬぶし委員 承知しました。一定程度の基準はあるということの理解でよろしいですね。

○永井委員長 他にありませんか。

他にないようですので、これで保健福祉部の審査を終了します。

執行部の皆さんは退席をされて結構です。御苦労さまでした。

ここで執行部入替えのため、十分間休憩したいと思います。

再開は、午後二時五十分といたします。

午後二時四十五分休憩